

浜松市文化財保存活用地域計画(案) に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市文化財保存活用地域計画(案)」とは

文化財をめぐる近年の社会情勢の急激な変化に対応するために改正された文化財保護法を受け、作成するものです。

本計画では本市における文化財の特徴をまとめるとともに、市全体の文化財について保存と活用の方針を示します。また、今後10年間で実施を予定する具体的な取組を記載しています。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和2年12月17日(木)～令和3年1月20日(水)

3. 案の公表先

文化財課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター(中区中央一丁目)、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布
浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載

【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所、氏名または団体名、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

①直接持参	文化財課(市役所本館3階)まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 文化財課あて
③電子メール	bunkazai@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	050-3730-1391(文化財課)

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和3年3月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. お問い合わせ先

市民部文化財課(TEL 053-457-2466)

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要

●浜松市文化財保存活用地域計画（案）概要版 <別紙>

●浜松市文化財保存活用地域計画（案）本編

序章	本計画の沿革	P 1～P 2
1	計画作成の背景と目的、2 計画期間	
3	本計画で触れる文化財の類型について	
第1章	浜松市の概要	P 3～P 4 4
1	自然的・地理的環境、2 社会的状況	
3	歴史的背景	
第2章	浜松市の文化財の概要と特徴	P 4 5～P 5 4
1	浜松市の文化財の概要、2 浜松市の文化財の特徴	
第3章	浜松市の歴史文化の特徴	P 5 5～P 6 6
1	日本列島を二分する地質	
2	東西文化圏の交錯地	
3	浜名湖と天竜川が織りなすサト、ヤマ、マチ	
4	東海道と姫街道がもたらす往来のにぎわい	
5	秋葉街道を通じた交流と信仰	
6	ものづくりに関わる新進の気風	
7	基層的信仰と多様な民俗芸能	
8	地域の成り立ちを伝える遺跡群	
9	徳川家康と武田信玄が対峙した攻防の舞台	
10	連なる古刹と寺宝	
11	豊富な名勝庭園	
12	都市「浜松」の成り立ちとゆくえ	
第4章	文化財の保存活用に関する方針	P 6 7～P 8 2
1	文化財の把握状況	
2	文化財の保存活用に関する現状と課題	
3	地域計画の位置付け	
4	文化財の保存活用に関する方針	
第5章	文化財の保存活用に関する取組と事業	P 8 3～P 1 1 6
1	文化財の保存活用に関する取組と事業の考え方	
2	文化財の保存活用に関する取組	
3	恒常的に行う事業（恒常事業）	
第6章	文化財の総合的な保存活用	P 1 1 7～P 1 6 8
1	関連文化財群と文化財保存活用区域の設定	
2	関連文化財群	
3	文化財保存活用区域	
4	重点的に行う事業（重点事業）	
第7章	文化財の保存活用に関する推進体制	P 1 6 9～P 1 7 4
1	本市の推進体制、2 計画の進捗管理と評価	
第8章	本計画の作成過程	P 1 7 5～P 1 7 6
1	庁内検討会、2 策定検討会	
3	浜松市文化財保護審議会、4 区協議会	

●参考資料（閲覧のみ）

浜松市文化財保存活用地域計画（案）資料編	P 1～P 1 0 6
----------------------	-------------

●意見提出様式 <別紙>

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市文化財保存活用地域計画（案）
趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・本市における文化財の特徴をまとめるとともに、本市が持つ豊富な文化財の保存活用の方針と、今後 10 年間で実施する具体的な取組を示すものです。
策定に至った背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財をめぐる近年の社会情勢の急激な変化に対応するため、平成 31 年 4 月に文化財保護法が改正施行され、文化財の保存活用について総合的かつ実行性のある計画が求められるようになりました。
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎化、少子高齢化等により文化財の担い手が不足し、文化財の次世代への継承が懸念される中で、様々な課題に対応していくため、行政が中・長期的な計画を示し、地域総がかりで文化財を守り継いでいくことが重要となります。 ・文化財保護法の基本理念を踏まえながら、近年高まっている地域振興、観光振興への文化財活用の期待に応えるため、地域の誇りである文化財を核に自然・歴史・文化を活かしたまちづくりを進めます。
案のポイント	<p>第 3 章 浜松市の歴史文化の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の地質や文化圏、自然環境といった地域特性と、交通や気風といった諸特性を背景に、天竜川平野と三方原台地の地域、浜名湖の周辺地域、山間地域のそれぞれで育まれた歴史文化に注目しています。 ・これらの諸特性・歴史文化から注目すべき文化財の特徴を取り上げて 12 項目に整理し、本市の歴史文化の特徴としてまとめています。 <p>第 5 章 文化財の保存活用に関する取組と事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の文化財の保存活用に関する現状と課題及び方針を踏まえ、今後進める業務内容を「取組」として示します。また、個別の取組を推進するための措置を「事業」として整理します。 ・事業には恒常的なものと、計画期間中に重点的に行うものを設定しています。 <p>第 6 章 文化財の総合的な保存活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間内において文化財の保存活用事業を総合的かつ重点的に推進するため、本市における歴史文化の特徴を踏まえた「関連文化財群」と「文化財保存活用区域」を設定します。 ・国や県、市の指定文化財（特に史跡や無形民俗文化財）が豊富にみられることに加え、その分布が市内広域に及んでいる「古墳」「祭礼・芸能」「城跡」「秋葉信仰」に注目し、関連文化財群として一体的な保存活用に取り組む事業を行います。

	<p>・国指定の重要文化財建造物や国指定史跡がある地域に注目し、「浜松中心区域（中区・西区）」「表浜名湖区域（西区）」「奥浜名湖区域（北区）」「天竜二俣区域（天竜区）」の4か所を文化財保存活用区域として設定し、重点的な保存活用事業を行います。</p>
<p>関係法令・上位計画など</p>	<p>関係法令：文化財保護法（第183条の3の規定に基づく） 上位計画：静岡県文化財保存活用大綱 浜松市総合計画、浜松市文化振興ビジョン</p>
<p>計画・条例等の策定スケジュール（予定）</p>	<p>令和元年5月～ 計画(案)の作成、国との協議開始 令和2年12月 案の公表・意見募集 ～令和3年1月 令和3年1月～ 計画(案)の修正・市の考え方の作成 令和3年3月 市議会市民文教委員会へ報告 意見募集結果及び市の考え方を公表 令和3年6月 文化財保護法に基づく、計画の国認定申請 令和3年7月 国認定取得予定（計画策定完了）</p>

浜松市文化財保存活用地域計画（案）

本編

令和2年12月

浜 松 市

例 言

本書は『浜松市文化財保存活用地域計画』の本編である。本書には、文化財に関わる基礎的な情報を掲載した資料編が付属する。

本書で示す用語は、以下のとおり定義する。

指定文化財：国、静岡県、浜松市の指定文化財

指定等文化財：国、静岡県、浜松市の指定文化財と国の登録文化財の総称

認定文化財：浜松地域遺産認定制度に基づき市が独自に把握する文化財

所有者等：文化財の所有者及び管理者

本書で示す指定・登録・認定文化財の略称は、以下の表のとおりとする。

略 称	名 称	略 称	名 称	略 称	名 称
国重文	重要文化財	県有形	静岡県指定有形文化財	市有形	浜松市指定有形文化財
国有形 民俗	国指定 重要有形民俗文化財	県有形 民俗	静岡県指定 有形民俗文化財	市有形 民俗	浜松市指定 有形民俗文化財
国無形 民俗	国指定 重要無形民俗文化財	県無形 民俗	静岡県指定 無形民俗文化財	市無形 民俗	浜松市指定 無形民俗文化財
国史跡	国指定史跡	県史跡	静岡県指定史跡	市史跡	浜松市指定史跡
国名勝	国指定名勝	県名勝	静岡県指定名勝	市名勝	浜松市指定名勝
国天然 記念物	国指定天然記念物	県天然 記念物	静岡県指定天然記念物	市天然 記念物	浜松市指定天然記念物
国登録	国登録文化財			市認定	浜松市認定文化財

略 称	名 称	略 称	名 称
市認有形	浜松市認定有形文化財	市認景観	浜松市認定文化的景観
市認有形民俗	浜松市認定有形民俗文化財	市認伝建群	浜松市認定伝統的建造物群
市認無形民俗	浜松市認定無形民俗文化財	市認伝承	浜松市認定伝承地
市認史跡	浜松市認定史跡	市認近代	浜松市認定近代化遺産
市認名勝	浜松市認定名勝	市認生活	浜松市認定伝統的生活文化
市認天然記念物	浜松市認定天然記念物		

目 次

序 章 本計画の沿革	1
1 計画作成の背景と目的	1
2 計画期間	1
3 本計画で触れる文化財の類型について	2
第1章 浜松市の概要	3
1 自然的・地理的環境	3
2 社会的状況	13
3 歴史的背景	19
第2章 浜松市の文化財の概要と特徴	45
1 浜松市の文化財の概要	45
2 浜松市の文化財の特徴	48
第3章 浜松市の歴史文化の特徴	55
1 日本列島を二分する地質	55
2 東西文化圏の交錯地	56
3 浜名湖と天竜川が織りなすサト、ヤマ、マチ	57
4 東海道と姫街道がもたらす往来のにぎわい	58
5 秋葉街道を通じた交流と信仰	59
6 ものづくりに関わる新進の気風	60
7 基層的信仰と多様な民俗芸能	61
8 地域の成り立ちを伝える遺跡群	62
9 徳川家康と武田信玄が対峙した攻防の舞台	63
10 連なる古刹と寺宝	64
11 豊富な名勝庭園	65
12 都市「浜松」の成り立ちとゆくえ	66
第4章 文化財の保存活用に関する方針	67
1 文化財の把握状況	67
2 文化財の保存活用に関する現状と課題	70
3 地域計画の位置付け	79
4 文化財の保存活用に関する方針	80

.....	83
1 文化財の保存活用に関する取組と事業の考え方.....	83
2 文化財の保存活用に関する取組.....	83
3 恒常的に行う事業（恒常事業）.....	114
 第6章 文化財の総合的な保存活用.....	 117
1 関連文化財群と文化財保存活用区域の設定.....	117
2 関連文化財群.....	118
3 文化財保存活用区域.....	136
4 重点的に行う事業（重点事業）.....	162
 第7章 文化財の保存活用に関する推進体制.....	 169
1 本市の推進体制.....	169
2 計画の進捗管理と評価.....	174
 第8章 本計画の作成過程.....	 175
1 庁内検討会.....	175
2 策定検討会.....	175
3 浜松市文化財保護審議会.....	176
4 区協議会.....	176

序 章 本計画の沿革

1 計画作成の背景と目的

(1) 文化財をめぐる社会状況の変化と法改正

文化財は、様々な時代背景の中で人々の生活や風土との関わり合いにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた貴重な財産であり、後世への確実な継承が求められる。一方で、過疎化や少子高齢化といった変化は急激に進んでおり、文化財の滅失、散逸、担い手不足などの危機が強く懸念されるようになってきている。本市では、中山間地域の無形民俗文化財を中心に担い手不足が深刻であり、個人所有の文化財についても年々保存管理が難しくなっている。文化財を次代へ伝える課題は多く、地域総がかりで文化財の将来を支える仕組みづくりが求められている。

平成 30 年（2018 年）、「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、平成 31 年（2019 年）に施行された。この改正は、上記のような社会情勢の変化に伴う対策として、地方文化財行政の推進力強化が意識されたものである。具体的には、未指定を含めた文化財を総合的に把握し、計画的に保存活用したうえで、まちづくりに活かすことが期待されている。これらの施策を着実に実行するため、市町村において、文化財の保存及び活用に関する総合的な計画「文化財保存活用地域計画」の作成が制度化された。

(2) 本計画作成の目的

本計画は、市の最上位計画である浜松市総合計画・基本構想「浜松市未来ビジョン」に掲げる都市の将来像「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」の実現に向け、本市における文化財の特徴をまとめるとともに、未指定物件を含めた文化財の保存と活用の方針と今後実施する具体的事業を定め、自然・歴史・文化を活かしたまちづくりを進めることを目的とする。

本市における文化財は多様で、その数も多い。本計画では、個別の文化財を相互に結び付け、理解しやすいストーリーや関連性を示すとともに、重要な文化財が集中する区域については、その範囲を示し、重点的な文化財関連事業の実施を目指す。また、個別事業の実施にあたっては、教育や産業、観光分野等との連携を探り、地域力の向上に努めるとともに、交流人口の増加や回遊性の増進による地域活性化を図る。さらに、市内全域の自然・歴史・文化に関心が向けられる機運を高めることで文化財の保存を万全にし、地域総がかりで後世につなぐ仕組みづくりを進める。

2 計画期間

本計画の計画期間は、令和 3～12 年度（2021～2030 年度）の 10 年間とする。このうち、令和 3～7 年度（2021～2025 年度）を第 1 期計画期間（短期）、令和 8～12 年度（2026～2030 年度）を第 2 期計画期間（中期）とする。また、浜松市総合計画の目標年度（令和 26 年度（2044 年度））と合わせ、令和 13～26 年度（2031～2044 年度）を第 3 期計画期間（長期）とし、今後目標とすべき方向性を示す。計画期間中に事業の見直しや新たな事業計画が浮上した場合は、計画の変更認定を検討する。さらに、第 1 期及び第 2 期計画期間の終期には計画期間内の事業評価を行う。

計画の施策展開のイメージ

		計 画 期 間										次期計画期間	
和暦	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13 ~ R26		
西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031 ~ 2044		
期間	← 第1期計画期間（短期） →					← 第2期計画期間（中期） →					← 第3期計画期間（長期） →		

3 本計画で触れる文化財の類型について

本計画では、国や県、市が関わる指定等文化財の体系に加え、市の認定文化財についても取り上げている。本市独自の制度である認定文化財制度は、市民の協力のもと幅広い文化財の把握を目指すもので、その類型は、文化財保護法第2条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群の6類型のほか、伝承地（伝承が伝わる土地）や伝統的生活文化などを含んでいる。



図 本計画で触れる文化財類型

第1章 浜松市の概要

1 自然的・地理的環境

(1) 位置と面積

位置 本市は、静岡県西部に位置し、首都圏と関西圏の2つの経済圏のほぼ中間の距離にある。また、本市の西には愛知県名古屋市を中心とする中京圏が位置する。

本市が接する市町村としては、東に静岡県磐田市、周智郡森町、島田市、榛原郡川根本町が、西に静岡県湖西市、愛知県豊橋市、同新城市、同北設楽郡東栄町、同豊根村が、北に長野県飯田市、同下伊那郡天龍村が挙げられる。

面積 本市は、南北約73km、東西約52kmに及び、面積は1,558.06km²である。市域は旧遠江国のほぼ西半分を占め、香川県(1,876.77km²)や大阪府(1,905.14km²)の面積に近接する。



図1-1 静岡県の位置

令和2年(2020年)現在、岐阜県高山市に次いで全国2位の広さである。



図1-2 浜松市の位置

(2) 地名と市域の変遷

地名 浜松市域は、古代の行政区分では遠江国（通称、遠州）にあたり、そのほぼ西半分を占める。市域に該当する郡としては、浜名、引佐、敷智、龜玉、長田（和銅2年（709年）、長上、長下に分割）、磐田（元慶5年（881年）、山香郡を分割、平安期に郡域の一部を豊田郡に改称か）、周智が知られる。郡境は変化しているものの、郡名の多くは現在の町名や地区名などに引き継がれている。中でも「浜名」という名称は、近代以降、郡域が天竜川西岸域まで拡大されたこともあり、市南部を示す地名として広く用いられている。

『和名類聚抄』によって知られる平安時代の郷は、現代の地名からその比定地が示される。例えば、古代の引佐郡滑伊郷は、現在の北区引佐町井伊谷にあたり、この地は、奈良時代以前、水にちなむ渭（井）のクニと呼ばれていたことがうかがえる。また、古代の郡里名に加え、平安時代以降に用いられた荘園の名称についても、浜松をはじめ、尾奈、佐久目、気賀、刑部、祝田、村櫛、美菌、市野、蒲、川勾など、現在までつながるものが多い。

現在の都市名である浜松は、古代敷智郡の郷名にみることができる。『和名類聚抄』高山寺本には「浜津」とされ、同じ表記は奈良時代の伊場遺跡出土木簡にも見ることができる。中世には荘園名として用いられ、市の中心域を指す地名として知られていた。一方、引間（引馬とも表記）は浜松中心域を示す古地名である。中世の東海道沿いに発展した都市として、引間宿が知られている。『吾妻鏡』建長4年（1252年）にその名が示され、中世を通じて引間宿は当地随一の経済拠点として発展した。15世紀には、引間城が築かれ軍事拠点とされたが、元龜元年（1570年）、徳川家康の改修によって浜松城と改められ、近世には城下町の名称として浜松が定着した。

二俣、三ヶ日、佐久間、舞坂（舞沢）など、中近世の郷名、宿名、村名等に起源をもつ地名は枚挙にいとまがない。また、町村合併が進んだ近代には、龍山など複数の地名（竜川、山香）を合わせたり、雄踏など『和名類聚抄』の郷名にちなんで命名されたりすることが行われた。

春野、細江、天竜など1950年代に出現した自治体名には、近辺の山河名（春埜山、引佐細江、天竜川）が用いられている。さらに近年は方位を示す地名が増加している。現在の区名としても用いられている浜北は、浜名郡の北部であることを示している。浜名湖の周辺部を湖南や湖北と呼ぶようになったのも最近のことである。また、平成19年（2007年）に名付けられた東区、西区、南区、北区は、方位そのものを区名としている。



図1-3 市域の地名

市域の変遷 明治4年(1871年)、廃藩置県により遠江は静岡県の一部に組み込まれるとともに、堀江県が置かれた。その後、静岡県は浜松県と静岡県に分かれ、堀江県は浜松県と合併した。さらに明治9年(1876年)、浜松県は静岡県と合併し支所が置かれた。明治22年(1889年)の町村制施行により浜松町が誕生、その後、20年間に2か村の一部を合併し、明治44年(1911年)7月1日の市制施行により、県下では静岡市に次いで2番目の市となる浜松市が誕生した。

浜松市は、昭和28年(1953年)に施行された町村合併促進法に基づき、昭和29年(1954年)に行った合併の後も、昭和30年(1955年)から昭和40年(1965年)にかけて度々合併を繰り返してきた。平成3年(1991年)の可美村との合併後（この段階の市域を「旧浜松市」とする）、平成17年(2005年)に、浜松市、浜北市、天竜市、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町、春野町、佐久間町、水窪町及び龍山村の12市町村が合併し、広大な面積をもつ現在の「浜松市」が誕生した。

平成19年(2007年)、浜松市は政令指定都市に移行した。地方自治法に基づき7つの区(中区(旧浜松市中央部)、東区(旧浜松市東部)、西区(旧浜松市西部、舞阪町、雄踏町)、南区(旧浜松市南部)、北区(旧浜松市北部、細江町、引佐町、三ヶ日町)、浜北区(浜北市)、天竜区(天竜市、春野町、佐久間町、水窪町、龍山村))を設置し、現在に至る。



図1-4 旧町村区分(明治22年(1889年))



図1-5 旧市町村区分(明治44年(1911年))



图 1-6 旧市町村区分(昭和 29 年(1954 年))



图 1-7 旧市町村区分(昭和 30 年(1955 年))



图 1-8 旧市町村区分(昭和 40 年(1965 年))



图 1-9 旧市町村区分(平成 17 年(2005 年)以降)

(3) 地形・地質

地形 本市は、日本列島のほぼ中央にあり、北には^{あかいしさんみやく}赤石山脈、東には^{てんりゅうがわ}天竜川、西には^{はまなこ}浜名湖、南には^{えんしゅうなだ}遠州灘が位置する。北部域には険しい山々が連なり、南部域にはなだらかな台地に加え、沖積平野や入り組んだ湖岸をもつ湖や河川が広がり、変化に富んだ地形を有している。

北部に連なる赤石山脈の中では、天竜区水窪町に位置する中ノ尾根山が標高2,296mの市内最高地点であり、付近の山間部に点在する平地でも標高300～800mである。市南部では浜名湖北部に広がる緩やかな山々が標高300～400m程度であり、この付近で最も高い地点は、愛知県との県境にある^{あさま}浅間山の標高678mである。

市東部を流れる天竜川は、長野県の^{すわこ}諏訪湖を水源に持つ総延長213kmの大河川（全国一級河川109水系中第9位）である。本市では北部の山間部から南に向かって貫流し、^{いわた}磐田市との市境を接して遠州灘に注いでいる。長野県域にあたる上流域は比較的緩やかに流れるが、長野県と静岡県との県境付近から移行する中流域は険しい溪谷を刻む。この溪谷は^{おきながわ}翁川や^{あたごがわ}阿多古川などの支流を合わせ、^{ふたまた}二俣川の旧合流点を終点とし、以南に広がる扇状地及び海岸平野を下流域とする。天竜川本流と二俣川の合流点付近の二俣地域が天竜川中流域と下流域の境界にあたっている。なお、^{まごめがわ}馬込川は現在水系としては天竜川と別にされているが、江戸時代以前は天竜川の一流路であった。この古い天竜川の流路は、戦国時代以前にはむしろ本流であった時代があり、川岸の中世東海道沿いには中世都市の^{ひくましゆく}引間宿が栄え、近世には浜松城下町が発展した。

市の南西部に位置する浜名湖は、天竜川水系とは独立した^{みやこだがわ}都田川水系に属し、面積65km²の汽水湖である。南端部では今切口を介して遠州灘とつながっており、湖水には塩分を含む。浜名湖内には外洋から入り込んだ魚類も数多く生息する。

浜名湖と天竜川平野に挟まれた^{みかたばら}三方原台地は、北東部の標高100mの高さから南に向かって低くなる洪積台地（隆起扇状地）であり、南端部では20mの高低差をもつ海岸崖がある。台地の表面は、酸性の強い地味の痩せた赤土で覆われ、多少の起伏はみられるが、大部分は平坦である。周辺部には大小の浸食谷が入り組んでいる。台地上には大きな河川はなく、地下水も15～20mの深い井戸を掘らなければ得ることができない。

市南部に広がる平野部は、天竜川や馬込川が流れる天竜川平野が最も広大であり、馬込川を挟んだ南西部には浜堤列と帯状の後背湿地が発達した浜松南部平野がある。また、浜名湖の北側には、都田川平野などいくつかの小平野がある。

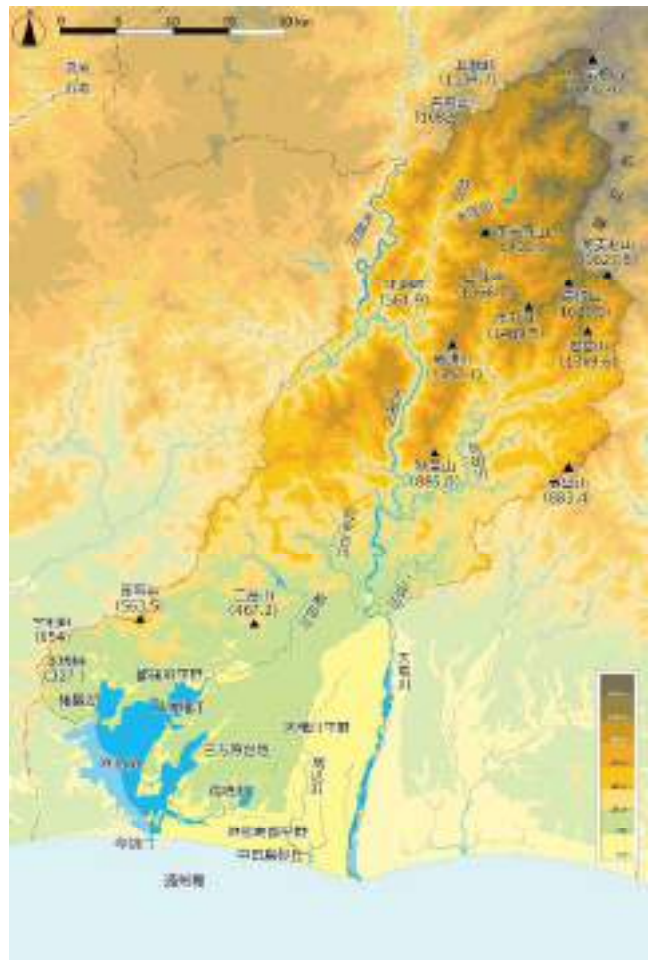


図 1-10 浜松市の地形

市の南端にある遠州灘は、静岡県のおまえざきから愛知県い ら ー ご み さ きの伊良湖岬までの太平洋海域であり、全域にわたり大陸棚が発達している。遠州灘海岸一帯は比較的単調な砂浜海岸であり、強い西風と沿岸流のため、中田島なかつまなどの砂丘が発達している。

地質 本市の地質は、西南日本を内帯(日本海側)と外帯(太平洋側)に二分する中央構造線により特色が分けられ、急峻で複雑に侵食された山間部でも、この断層に沿って直線的に形成された谷地形をみることができる。

中央構造線は、渥美半島北側の三河湾を通り、豊橋市とよはしから豊川沿いに新城市しんしろから旧鳳来町ほうらいへ続き、阿寺あでらの七滝の南にある小さな谷に沿って天竜区佐久間町浦川辺りに入り、相川あいかわとおおちせ川に沿って北東方向に伸びている。中部から佐久間の間は天竜川が流れ、佐久間からは県道290号の谷に沿って進み、北条峠ほうじを通過して水窪町へ続く。さらに、その先は水窪町から国道152号(秋葉街道)あきはの谷に沿って進み、青崩峠あおくずれを経て長野県飯田市に抜ける。

本市の一部地域が属する西南日本内帯では、花崗岩類や片麻岩類が発達している。一方、本市の大部分の地域が属する西南日本外帯では、各種の岩層が平行し、帯状構造が発達している。また、ほぼ中央構造線に平行して褶曲や断層が発達し、屋根瓦状や鱗状と呼ばれる構造が表れている。中央構造線に接して内側から三波川結晶片岩・御荷銚緑色岩類・秩父古生層及び中生代地層の変成していない堆積岩類の順に並ぶのが原則である。しかし、本市域では、フォッサマグナの影により、中央構造線が東西方向から南北方向に転向することに伴い、天竜川の東側に南北性の赤石裂線あかいしれつせんが出現している。また、外帯山地が中央構造線とフォッサマグナに挟まれて北へ行くほど楔形に狭くなり、赤石楔状地が形成されている。

なお、秩父古生層中には石灰岩が発達する部分があり、本市の北区や浜北区では鍾乳洞がみられる。この地域では、旧石器時代や縄文時代の人骨等が出土する洞窟遺跡も複数知られている。



図 1-11 日本列島の地質



図 1-12 地質図

(4) 気 候

本市の過去5年間(平成25年(2013年)～平成29年(2017年))の月別平均気温と月別平均降水量をみると、図1-13のとおりである。

月別平均気温をみると、最高が8月の28.1℃、最低が1月の6.4℃、年間平均気温は16.9℃である。一方、月別平均降水量は、9月が332.4ミリと最も多く、4月～7月、10月も200ミリを超えている。市域では、降水量が通常を大きく超えることがあり、度々、洪水に見舞われている。



図1-13 月別の平均気温と平均降水量

本市は南北に長い市域を有するとともに、中ノ尾根山(標高2,296m)を市内最高地点とした土地の高低差が大きいことから、同じ市内においても天気や気温等に差が見られる。市南部は晴天が多く、年間を通じてほとんど雪は降らない。一方、市北部は長野県南部に接し、標高が高い地域では積雪がみられる。

なお、詳細な年平均気温分布をみると、市南部は15.1～17.5℃であるが、市最北の山間部では5.1～7.5℃となり、その差は10℃である。また、年間降水量分布では、市南部は1,800ミリ程度であるが、市最北の山間部では2,500ミリを超えている。年間日照時間分布では、市南部は2,100時間を超えるが、市最北の山間部では1,901～2,000時間程度と減少する。

市南部は温暖な気候であるが、冬場には強い西風が吹く。この偏西風は「遠州のからっ風」と呼ばれ、市南部の集落では、防風のため各戸を囲む楨の生垣が発達し、三方原台地には防風林としてクロマツ等が植林されている。

(5) 生態系

植 生 温暖な本市は、市南部の海浜から市北部の標高2,000mを超える山地までを擁し、浜名湖や天竜川などの多数の水辺を有することで変化に富んだ多様な自然環境をみることができる。

北側に位置する中ノ尾根山や京丸山(標高1,469m)の山頂部には、亜高山帯自然林のシラビソやオオシラビソなどが生育する森林が分布し、その下にはブナクラス域の自然林であるヤマボウシ・ブナ群集などが分布しており、自然性の高い森林域となっている。山地中部から丘陵地にかけては、主にスギやヒノキの植林が広がり、沢沿いに落葉広葉樹林のアカシデ・イヌシデ群落や常緑広葉樹林のアラカシ群落などがパッチ状に散在し、概ね人工林や二次林によって占められている。北区三ヶ日町付近では、常緑果樹園(ミカン)が多く、周辺にはコナラ群落などの二次林がみられる。

天竜川下流部右岸側の扇状地性の低地から台地にかけては、主に市街地が広がっている。市街地周辺には水田や畑地などの農地が散在し、台地縁部の段丘斜面などにはスギ・ヒノキの植林や竹林などの樹林が残存している。集落には楨囲いがみられる。

浜名湖周辺では、流入河川沿いに主に水田からなる農地がみられるほかは、概ね市街地である。遠州灘に面する沿岸部は、海沿いに自然裸地(砂丘)が連続し、その内陸側にはクロマツ植林や畑地がみられる。

植物 市北側の山地上部では、ブナやミズナラ、シラカバなどの冷温帯(ブナクラス域)の植物が確認されている。天竜区春野町京丸の岩岳山(標高1369.6m)の付近には、ツツジ科のアカヤシオ及びシロヤシオ(国天然記念物)が群生する。やや標高を下るとスギやヒノキが多く生育している。県や市の天然記念物に指定されている大木としてはスギが多い。代表的なものとして、將軍スギ、春野スギ、山住神社のスギ(いずれも天竜区、県指定天然記念物)などが挙げられる。また、龍山のホソバシャクナゲや浦川のホソバシャクナゲ(ともに天竜区、県天然記念物)等の常緑広葉樹も確認されている。山地では一部には蛇紋岩地が存在し、そこではシブカワツツジ群落(北区、県天然記念物)がみられる。また、斜面に形成された湿地にはムラサキセンブリやモウセンゴケ、周辺の疎草地にはウンヌケ、キキョウなどの草本類がみられる。

浜名湖北岸域には、江戸時代に移植栽培された中国産の薬用植物のテンダイウヤク群落地(北区、県天然記念物)の他、鶴代のマンサク群落(北区、県天然記念物)や西気賀のマンサク群落(北区、市天然記念物)等も知られている。

天竜川平野では、北浜の大カヤノキ(浜北区、国天然記念物)や法橋のマツ(東区、県天然記念物)などの独立した大樹がみられ、雲立のクス(中区、県指定天然記念物)や細江神社のクス(北区、市指定天然記念物)など、神社境内を中心にクスの大木が多くみられる。

哺乳類 樹林が広がる山地では多くの哺乳類が生息している。ツキノワグマやカモシカ(国特別天然記念物)、ニホンジカ、ニホンザルなどは主に山地を生息圏としている。テンやアナグマ、キツネ、ニホンイノシシ、ムササビ、ニホンリスは山地のほか、標高の低い丘陵地や奥浜名湖周辺などの里山においてもみることができる。ノウサギやホンダヌキ、ホンドキツネ、コウベモグラは山地から低地にかけて広く生息している。その他、キクガシラコウモリやコキクガシラコウモリは丘陵地から低山地の鍾乳洞で確認されており、石灰岩地の分布する地域を特徴付けている。背の高い草地に生息するカヤネズミは遠州灘沿岸や奥浜名湖などに多く、外来種ではハクビシンが低地から山地にかけて広くみられるほか、クリハラリス(通称タイワンリス)は市街地、アライグマは北区三ヶ日町や引佐町、ヌートリアは浜名湖及び佐鳴湖周辺などにおいて確認されている。

両生類 樹林が広がり、渓流域が存在する山地では、アカイシサンショウウオやカジカガエル、ナガレタゴガエルが生息している。その他、アズマヒキガエルやタゴガエル、ヤマアカガエル、モリアオガエル、アカハライモリなどは主に山地から丘陵地にかけて見られる。丘陵地から低地にかけてはため池や水田などの湿地環境が多く、ツチガエルをはじめ、ヌマガエル、トノサマガエル、ナゴヤダルマガエル、アマガエル、ニホンアカガエル、外来種のウシガエルなど、多くの両生類がみられる。



図1-14 アカヤシオ



図1-15 カモシカ

爬虫類 ヘビ類では、シロマダラとタカチホヘビが山地でのみ確認されている。ジムグリやヒバカリ、マムシは山地から丘陵地にかけて、アオダイショウやシマヘビ、カナヘビ、ニホントカゲは山地から低地にかけての広い範囲で生息している。カメ類では、流水域にはニホンイシガメ、止水域にはクサガメがみられる。スッポンは浜名湖周辺と天竜川河口部に生息し、浜名湖では養殖も盛んである。また、市南部の遠州灘海岸は、アカウミガメの産卵地（市天然記念物）である。外来種のミシシッピアカミミガメは山地での確認は僅かだが、低地を中心に広くみることができる。

鳥類 樹林が広がる山地から丘陵地にかけては、オオルリやアカハラ、アカショウビン、ルリビタキ、アカゲラ、クマタカなどの主に樹林性の鳥類が生息している。また、溪流沿いやダム湖などではオシドリやカワガラスなどがみられる。台地から低地にかけては樹林が減少するが、浜名湖などの水域や干潟、農地、段丘斜面の緑地といった多様な環境が混在するため、ヒヨドリやアカゲラ、メジロ、カラ類などの樹林性鳥類や、オオヨシキリなどのヨシ原に生息する鳥類、シギ・チドリ類やカモ類、サギ類、カモメ類、カイツブリ類、カワセミなどの水辺性の鳥類が多く確認されている。夏鳥として飛来するコアジサシは、天竜川の中州や海浜の砂礫地などで繁殖している。その他、外来種のソウシチョウやガビチョウもみられ、ソウシチョウは主に山地部で広く生息圏を広げている。

魚類 山地の源流部ではヤマトイワナが確認されている。ヤマトイワナは大井川水系と天竜川水系のごく限られた源流域に僅かに生息している種である。山地の渓流域や支流では、アマゴ、タカハヤなどがみられる。上流から中流では、アユ、オイカワ、アブラハヤ、カワムツ、カワヨシノボリ、アカザなど、下流では、コイ、ギンブナ、シマヨシノボリ、チチブ、スミウキゴリ、ウキゴリ、ウツセミカジカ、カマキリ（アユカケ）、河口ではボラやスズキ、マハゼなどが生息している。汽水湖である浜名湖では、ウナギ等、遠州灘から流入する魚類が豊富に認められる。カタクチイワシやマイワシの稚魚はシラスと呼ばれ、漁獲の対象とされている。

昆虫 樹林が広がり溪流がみられる北部の山地では、エゾハルゼミやオオヒメハナカミキリ、ヒメオオクワガタ、コジャノメ、ヒサマツミドリシジミ、キベリタテハなどの主に樹林性や溪流性の昆虫類が生息している。山地下部から丘陵地にかけては、ギフチョウ（市天然記念物）やミヤマセセリ、ルリタテハ、カブトムシ、オオスズメバチなどの樹林性の昆虫類、台地や低地ではホシササキリやミヤマフキバッタ、ツバメシジミなどの草地性の昆虫類が確認されている。また、蛇紋岩地の湿地ではヒメヒカゲなどの湿地環境に生息する昆虫類がみられる。その他、都田川河口部ではヒヌマイトトンボ、遠州灘海岸の中田島砂丘ではカワラハンミョウやエリザハンミョウといった汽水域や海浜などに生息する昆虫類が知られている。また、近年では、沖縄や九州、四国南部に分布していたナガサキアゲハなどがみられるようになっている。



図1-16 アカウミガメ



図1-17 ギフチョウ

(6) 景 観

本市は、遠州灘^{えんしゅうなだ}に面する海浜部から中ノ尾根山^{なかのおね}までの標高差2,000mを超える変化に富んだ地形の中で、森林、里山、水辺などの豊かな自然景観をみることができる。また、それらの自然景観を背景に居住地や様々な生業にかかわる文化的景観が広がっている。

市北部の山地は、南アルプスの深南部に位置し、手付かずの自然が残された山林が広がっている。また、天竜川を中心とした区域には、天竜美林という言葉に示される明治時代に植林されたスギ・ヒノキの人工林が見られる。中山間地域にはこれら森林地域の合間を縫うように、急峻な山間の斜面を利用した棚田や、石積みを多用する段々茶園が随所に広がり、特有の集落景観がみられる。

一方、市の南西部においては、汽水湖である浜名湖^{はまなこ}をめぐる水辺の景観が広がっている。浜名湖の北岸域にはミカンを中心とした果樹園が広がり、南岸には舞阪漁港^{まいさか}がある。浜名湖の湖岸は複雑に入りこんでおり、市街地に近い佐鳴湖^{さなるこ}などとも共通の水域でつながっている。

市の南部に位置する三方原台地^{みかたぼら}は、近代初めと戦後の開拓によって直線的な道路が設けられ、赤土が広がる台地に馬鈴薯などが植えられる独特の景観を造り出した。天竜川下流の平野は北半（浜北区から東区笠井町^{かさい}付近）が扇状地、南半（東区貴平町^{きへい}や天王町^{てんのう}以南）が海岸低地で性質が異なる。北半では畑が優先し、南半では水田とともに、自然堤防を利用した島畑景観が特色とされていた。かつて天竜川の中洲であった地域では集落を石垣でかさ上げし、堤防で囲んだ輪中集落もみられる。

遠州灘海岸では、東西4km、南北600mにわたる中田島砂丘^{なかたじま}に代表される海浜景観がみられる。古い砂丘が海岸と平行して並び、浜堤上に集落が、浜堤間の低湿地が耕作地や養鰻池として利用された。東西方向に防砂林としての松林が並走する景観も特色である。集落も耕作地も中田島砂丘と同様に白い砂の上に立地している。水はけが良く、タマネギやサツマイモ、エシヤレットが特産である。また、南部域の集落には強風を遮る楨囲い^{まき}が発達していることも特徴である。



図1-18 段々茶園



図1-19 舞阪漁港



図1-20 中心市街地



図1-21 楨囲いの集落

2 社会的状況

(1) 人口動態

人口の推移 本市の人口は、令和元年(2019年)10月1日現在802,856人(住民基本台帳)であり、県内において最大の規模である。本市7区における内訳は図1-22のとおりである。面積に比して中区の人口が突出して多く、天竜区は面積と比較して人口が少ない。また、市内に住む外国人の割合は3%ほどであり、その中でも、ブラジル人の比率が高い。

平成27年(2015年)以降の全人口は微減している。全人口に占める15歳未満の人口の割合が減少し続ける一方、65歳以上の人口の割合は増加しており、少子高齢化がうかがえる。

将来推計人口をみると、平成27年(2015年)以降減少し続け、30年後の令和27年(2045年)で約664,000人と予測される。

年齢別人口 平成27年(2015年)現在の年齢3階層人口をみると、0～14歳は107,411人(13.5%)、15～64歳は482,214人(60.4%)、65歳以上は208,355人(26.1%)となっている。

特に、65歳以上の割合を静岡県全体の割合27.8%(平成27年国勢調査より)と比較すると1.7ポイント下回っているものの、いずれも21.0%を超えた超高齢社会となっている。

将来推計をみると、0～14歳と15～64歳の人口は減少し、65歳以上の人口は増加するという、さらなる高齢化の進行が示されている。

区別人口の増減 全市的には人口減少の傾向にあるが、区別にみると増減の差がある。中区、西区、南区、北区、天竜区は、いずれも減少しており、その中でも、特に市北部に位置する天竜区は、減少率(89.2%)が大きい。一方、市東部において、浜松駅から北へ延びる遠州鉄道の各駅が位置している浜北区では増加している。



図1-22 各区の人口比率

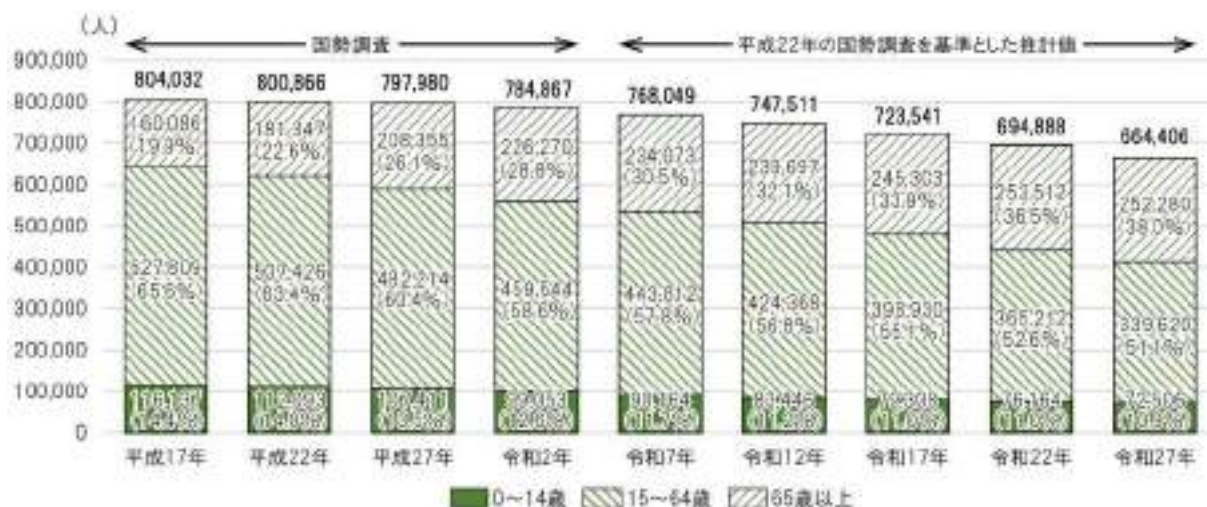


図1-23 人口動態

(2) 産 業

平成27年(2015年)の国勢調査によれば、15歳以上の就業者総数390,944人のうち、第1次産業就業者は15,563人(4.0%)、第2次産業就業者は134,582人(34.4%)、第3次産業就業者は240,799人(61.6%)である。第3次産業では就業者数と全体に占める割合のいずれもが増加傾向であるが、第1次産業と第2次産業はいずれもが減少傾向を示している。

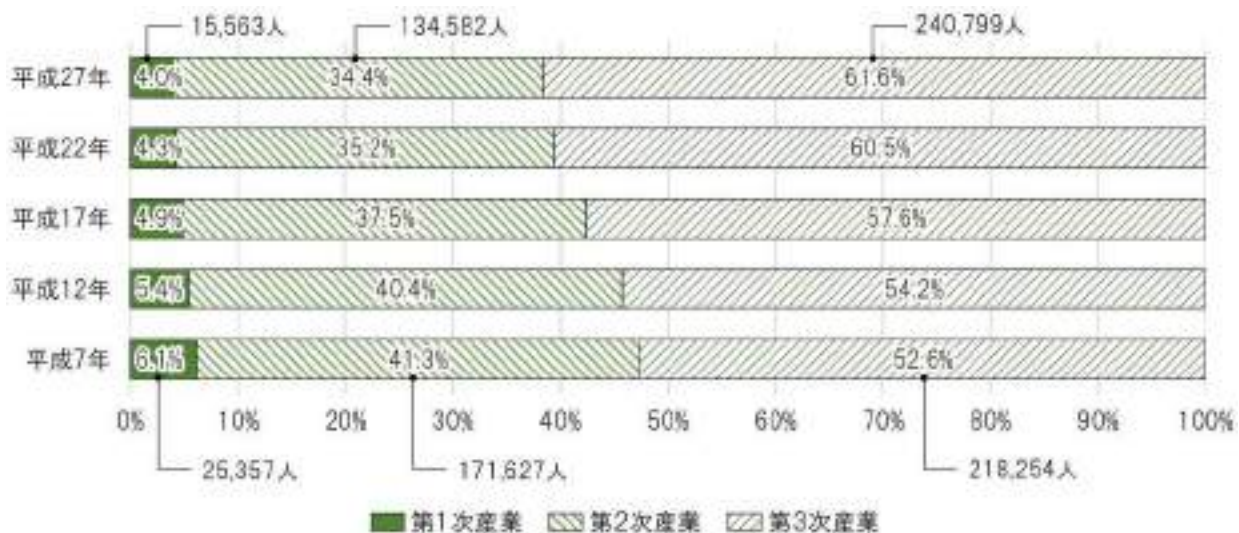


図1-24 産業別就業者数

農林業 てんりゅうがわ 天竜川中流域の急峻な中山間部、扇状に広がる下流域の平野部、南に向かって緩やかな傾斜をもつ三方原台地、みかたばら 浜名湖から はまなこ 遠州灘の沿岸部等、それぞれの地域の特色を生かした農林業が営まれている。「浜松茶」、「天竜茶」、「はるの 春野茶」、「みっかび 三ヶ日みかん」、「三方原馬鈴薯」、「次郎柿」等のブランドを確立している作物や、国内有数の産地であるセルリーやチンゲンサイ、葉ネギをはじめとした多種類の作物が生産されている。

また、市北部を流れる天竜川とその支流の地域には、天竜美林と呼ばれる林業地があり、良質な天竜スギや天竜ヒノキが生産されている。



図1-25 茶畑



図1-26 人工林

水産業 海水と淡水が入り混じり豊富な栄養分を含む浜名湖は、約800種の生物が生息する水産物の宝庫である。特に、ドウマンガニ(ノコギリガザミ)は漁獲量が少なく市場価値の高い食用ガニである。また、アサリは浜名湖全域で収穫できる、いずれも本市の特産品であるほか、^{まいさか}舞阪では、シラスが名産品として知られている。さらに、浜名湖は日本有数の^{ようまん}養鰻地であるとともに、^{かき}牡蠣、^{のり}海苔、スッポンなどの養殖も盛んである。

本市の南に広がる遠州灘も豊かな漁場である。中でもトラフグは、全国有数の産地として知られている。

工業 平成29年(2017年)の工業統計調査及び平成28年(2016年)経済センサス活動調査によると、本市の工業事業所数は1,956事業所、従業者数68,341人、製造出荷額等は1兆8,036億円にのぼる。

特に、江戸時代から続く綿織物と製材業をルーツとした地場産業が盛んで、繊維、楽器、オートバイや自動車などの輸送用機器の三大産業を中心としている。これら主要産業には、関連する町工場も多く分布する。

近年では産学官の積極的な連携により、次世代自動車、光・電子技術関連等の高度な技術開発が進みつつある。

ヤマハ、河合楽器製作所、ローランド、ホンダ、スズキなど、世界を舞台に活躍する大企業が多数立地する一方で、高度なオンリーワン・ナンバーワン技術を有する中小のベンチャー企業も集積する。

商業 平成28年(2016年)経済センサス調査によると、商店数7,615店、従業者数58,204人、年間商品販売額2兆8,567億9,500万円となっている。

市内で営業している大規模小売店舗(店舗面積1,000㎡以上)は、平成31年(2019年)4月1日現在158店舗を数える。市南部を中心に、郊外型の大型商業施設が点在する。また、市内において商店会を形成しているものは、94を数える。これらの中には、連合組織を形成しているものもある。



図1-27 養鰻業



図1-28 繊維産業



図1-29 楽器産業



図1-30 輸送機器産業

(3) 観 光

本市は、首都圏と関西圏のほぼ中間に位置するとともに、愛知県名古屋市など中京圏からも自動車
車で2時間程度の距離に位置するという、観光地としてのアクセスに恵まれた地域である。

本市は、遠州灘をはじめ、中田島砂丘、浜名湖、天竜川、北遠の山々等、雄大な景色や四季の移
り変わりにより様々な表情を見せる自然環境を有するとともに、徳川家康により築城された浜松城
や、井伊次郎法師が出家し歴代の井伊家領主が眠る龍潭寺などの歴史上価値の高い建造物等の資源
を多数有している。また、地域の暮らしの中に生まれ、長い年月、伝え受け継がれてきた特色ある
祭事や伝統芸能等が1年を通じて各地で行われ、それらを見物する大勢の観光客を含めた賑わいが、
まちに彩りを添えている。さらに本市は、海、川、山、里などの様々な地域で収穫された新鮮な食
材と、それらを活かした地域色豊かな食文化が大勢の人を惹きつけている。

本市では、自然、歴史、文化、食、レクリエーション等に関する様々な地域資源が観光資源とな
り、年間約1,881万人の観光交流客数、年間約234万人の宿泊客数(いずれも平成30年度(2018年度))
を迎え入れる都市となっている。

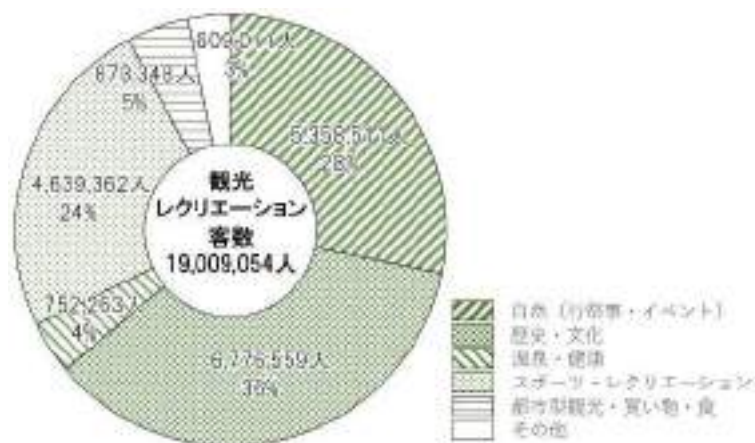


図1-31 観光レクリエーション客数の構成 (平成29年(2017))



図1-32 観光レクリエーション客数の推移

(4) 土地利用

本市は、森林が市域の68.0%、農地が8.9%、宅地が7.8%を占めている(平成19年(2007年))。

また、市域(1,558.06km²)の約33%にあたる514.55km²が都市計画区域に指定され、このうち、市街化区域が98.73km²、市街化調整区域が415.82km²である。

一方、都市計画区域外は1,043.51km²で、天竜美林をはじめとする豊富な森林資源を有するとともに、各地に集落が点在している(静岡県統計年鑑2016(平成28年)より)。

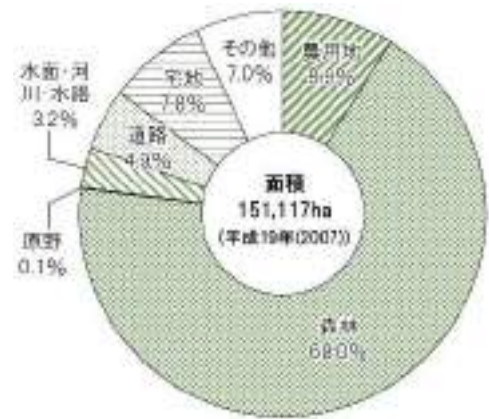


図1-33 地目別土地利用面積 (平成19年(2007年))

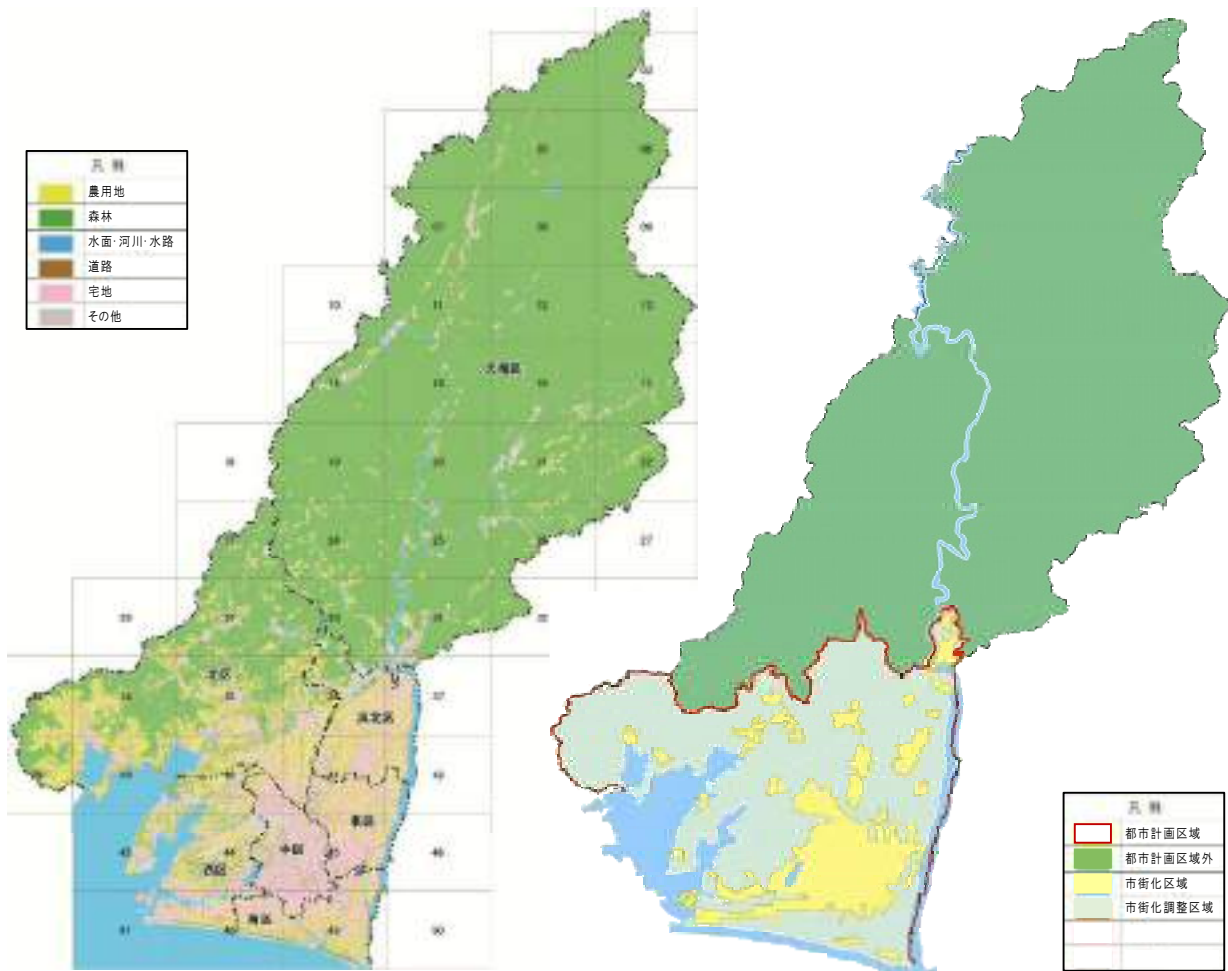


図1-34 土地利用分布と都市計画区域

(5) 交通

鉄道は、JR東海道新幹線とJR東海道本線が市南部において東西方向に通っている。また、天竜浜名湖線が市の南西部から東部を結んで通り、遠州鉄道鉄道線が南北方向に通っている。さらにJR飯田線が市北部において南北方向に通っている。なお、市内にあるJRの駅数は、東海道新幹線が1駅（浜松駅）、東海道本線が5駅、飯田線が13駅である。

道路は、東西に、東京都中央区を起点として大阪府大阪市へ至る国道1号をはじめ、静岡市清水区を起点として浜松市へ至る国道150号、浜松市を起点として和歌山県和歌山市へ至る国道42号、浜松市を起点として愛知県豊田市へ至る国道301号、愛知県豊川市を起点として静岡市へ至る国道362号、及び愛知県蒲郡市を起点として牧之原市へ至る国道473号(国道152号、国道362号と重複)が横断している。南北には、長野県上田市を起点として浜松市へ至る国道152号と浜松市を起点として岐阜県高山市へ至る国道257号が縦断している。

広域交通網では、浜松インターチェンジをはじめとする3つのインターチェンジ及び2つのスマートインターチェンジを有する東名高速道路が市南部を東西に横断し、その北側を2つのインターチェンジを有する新東名高速道路が並行して東西に通っている。なお、東名高速道路と新東名高速道路は、三ヶ日ジャンクションと浜松いなさジャンクションで連絡している。

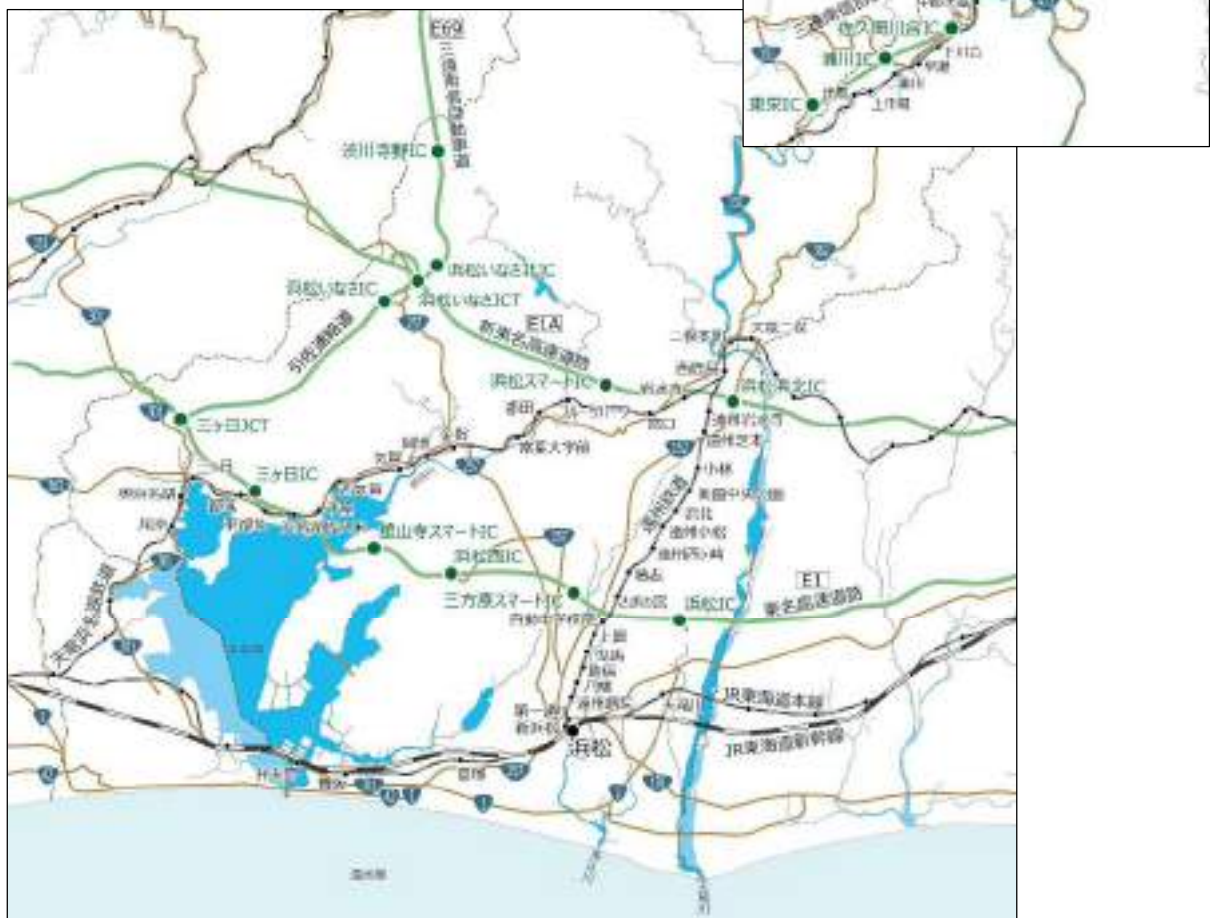


図 1-35 鉄道・道路網

3 歴史的背景

(1) 旧石器時代

大型哺乳類 浜名湖畔では、かつての入り江周辺に数十万年前まで生息していたナウマンゾウやオオツノジカの化石が出土している。ナウマンゾウは本市で出土した化石が完模式標本となったゾウであり、近代に地質学を教えるため来日し、東京帝国大学教授を務めたドイツ人のナウマン博士に献名したものである。

ナウマンゾウやオオツノジカは、更新世後期（約12万6千年前～約1万2千年前）に大陸から渡ってきた大型哺乳類（絶滅種）で、旧石器時代の人々はこれらを狩猟で捕獲し食料とした。この時代は特定の場所に定住する傾向が低く、獲物を追い求めて移動を繰り返す遊動生活を送っていた。当時の人々の暮らしの痕跡は、主要な道具であった打製石器によってうかがうことができ、本市においても、数万年前に遡る出土例が知られている。

浜北人 浜北区根堅の石灰岩の洞窟跡（根堅遺跡）からは、^{はまきたじん}浜北人と呼称される化石人骨が見つかっている。人骨化石は上下2層に分かれて発見されており、その年代は、下層1万8千年前、上層1万4千年前とされた。浜北人は、現存する中では本州最古の旧石器人骨と評価されている。なお、従来は旧石器時代と考えられてきた^{ただき}只木遺跡（北区）出土の人骨（^{みっかびじん}三ヶ日人）は、現在では縄文時代早期のものとされている。後述する縄文時代後晩期の^{しじみづか}蜷塚遺跡（中区）の人骨と合わせ、本市は本州において人類の形質をたどることができる稀有の場所となっている。

旧石器時代の集落 旧石器時代の日本列島は氷河期にあたり、海面は現行よりも100m程度低下していた。旧石器時代の遺跡は、市内では散見されるのみだが、天竜川を挟んで東側にあたる磐田市内では^{いわたぼら}磐田原台地上に大規模な集落が展開している。当時の磐田原台地上は、低下していた海面につながる平野との間で今よりも深い溪谷崖に囲まれており、丘陵上の平原を利用していたという状況が復元できる。仮に低地に進出していた旧石器時代の集落があったとしても、現在では海面以下^{みかたぼら}か、天竜川の完新世の厚い堆積物に覆われて発見できない。三方原台地上に散見される旧石器時代の遺跡は、台地の平坦面を利用しているというよりも、台地を刻む小さな谷の水源地付近で発見されることが多い。三方原台地と磐田原台地では、当時の自然環境に差があったとみられ、本市においては、磐田原台地で確認されたような規模の大きな旧石器時代の集落は発見されていない。



図1-36 ナウマンゾウの骨格標本



図1-37 根堅遺跡（1962年）

(2) 縄文時代

定住化の過程 氷河期が終わり、海面が上昇し、植生が変わり始めた頃から、市内でも集落跡の検出数が増加する。旧石器時代に続く縄文時代になると土器が出現し、狩猟の道具として弓矢が用いられるようになった。縄文時代早期には、屋外地床炉^{ちしょうろ}を設けた集落が浜北区北部の丘陵上に築かれる。

前期から中期にかけては周囲の森を生活の環境とし、竪穴住居を伴う定住化した集落が展開している。ヒラシロ遺跡(市史跡)は、天竜区の間山間に築かれた縄文時代中期の小規模な集落跡である。なお、縄文時代は一万年を超えて継続しているが、本市においては、集落の継続期間が錯綜するほどの密度はない。

蜆塚遺跡 縄文時代後期には、蜆塚遺跡^{しじみづか}(中区、国史跡)において東海地域を代表する環状貝塚が形成された。蜆塚という地名のとおり、貝塚を構成する貝殻の9割がヤマトシジミである。遺跡西側の谷下に現存する佐鳴湖^{さなるこ}は当時、太平洋につながる入り江であり、海水と淡水が入り混じる汽水域が貝塚の近くにあったと推定される。浜名湖をはじめ海岸に長い入り江を持つ当時の地形ならば漁労の適地は複数箇所が推定されるが、市南部の縄文時代の貝塚は蜆塚1か所のみで、断絶期を挟みながら1,000年間継続している。この地域に集落を営んだ縄文人が長期間にわたり、蜆塚の集落に限定して貝殻を積み上げたものといえる。貝塚からは、イノシシやシカなどの中でも十分に生育した個体の大きな動物を選択して狩猟していたことなど、当時の自然環境の中での持続可能な生業の様子が判明している。

蜆塚遺跡^{みかたぼら}は三方原台地の丘陵上にあり、直接海岸に面してはいない。遺跡西側の小支谷が溺れ谷となって、現在は佐鳴湖(中区、西区、市名勝)となっている。海岸が上昇していた縄文時代には、佐鳴湖は浜名湖とともに遠州灘(太平洋)につながる入り江だった。こうした自然環境は、関東平野の貝塚群と立地がよく似ている。関東平野では縄文海進とともに入り組んだ海岸の丘陵上に貝塚が発達したが、海岸の後退と都市化により、入り江の景観はほとんど失われてしまった。蜆塚遺跡は、小さいながら佐鳴湖という湖によって、縄文時代の貝塚周辺の水辺の環境が現存する、貴重な事例となっている。



図1-38 昭和33年(1958年)の蜆塚遺跡第3次発掘調査



図1-39 蜆塚遺跡の屈葬人骨

(3) 弥生時代

稲作の導入 天竜川と都田川の下流域で沖積平野の堆積が進んだころ、急速に地域が変貌した。西日本に水田耕作が伝わり、数百年のうちに浜松市の天竜川下流域と都田川下流域でも稲作が開始された。前代の縄文時代と弥生時代とは、集落の景観が異なっている。人口密度は別として、集落配置は市北半の山地と南半の平野部で比較的均質だったと思われるが、稲作が河川の下流の沖積平野を選択して開始されたため、特に沖積平野における土地利用が一変した。紀元前後からの数百年で、沖積平野の集落数が一気に増加し、以後、2,000年にわたるコメを中心とする経済活動の端緒となった。集団で開発した農地への執着と、年間の農事暦による集団での作業など、前代と異なり、同じ土地への定住性が高まった。弥生時代後期の伊場遺跡の集落が三重の環濠をめぐらしたように、周辺の集団との抗争など、全国的な緊張関係も指摘される。

集落の急増 弥生時代後期には、沖積平野の集落数が増大し、伊場遺跡（中区）のほか、山の神遺跡（東区）、飯田遺跡群（南区）、芝本遺跡（浜北区）、椿野遺跡（北区）、岡の平遺跡（北区）などを中心に、いくつかの有力な集落群が形成されている。市内におけるこの時期の遺跡数は極めて多く、これらの集団は西日本各地での有力集団の台頭にも敏感であった。

銅鐸 この時期には数多くの銅鐸（県・市有形等）が市域に持ち込まれている。弥生時代後期の銅鐸のうち、鈕（吊り手）に飾り耳がない形式を三遠式（東海式）銅鐸、鈕に双頭の飾り耳をもつ形式を近畿式銅鐸という。本市域では三遠式銅鐸と近畿式銅鐸が17口出土しており、全国有数の密度をみせる。型式が異なる銅鐸がみられることから考えると、本市域に居住した弥生時代の集団は、三遠式銅鐸を製作した東海地方西部（愛知県西部）の集団と近畿式銅鐸を製作した近畿地方の集団の双方に深い関係を持っていたとみられる。また、浜名湖北岸域では三遠式銅鐸と近畿式銅鐸が同じように流入しているが、天竜川下流域では完形の銅鐸は三遠式に限られ、近畿式は破壊された一部の破片のみが出土する。河川流域により有力集団との付き合い方に違いがあったようだ。

銅鐸の出土地点は磐田市以東で極端に減少する。天竜川はおおまかに銅鐸の東限であり、弥生時代後期には、大型青銅器を祭祀に使用する西日本と、使用せず前代の伝統を残す東日本の集団との大きな文化圏の境にあたる。このことは、当時使用されていた土器からも明白である。



図 1-40 市内出土銅鐸

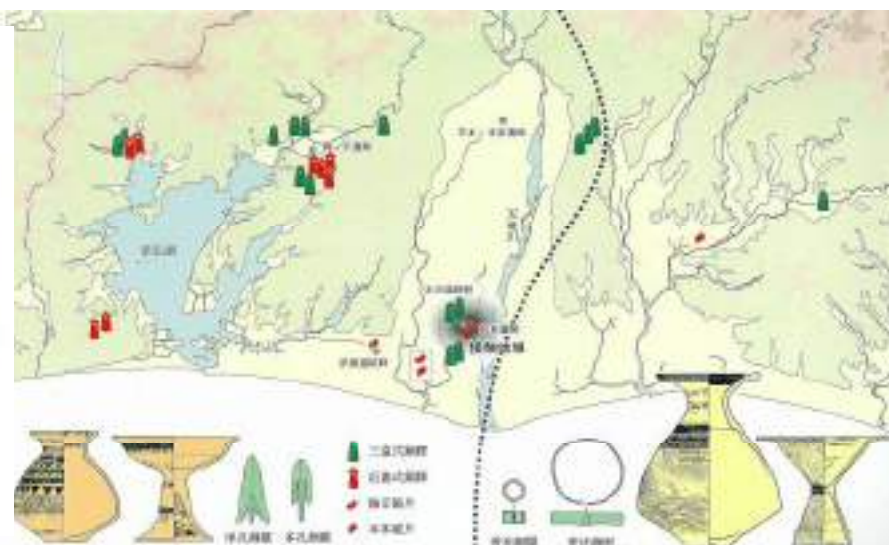


図 1-41 遠江における銅鐸の分布



図 1-42 三角縁神獸鏡



図 1-43 光明山古墳 墳丘図



図 1-44 郷ヶ平 6号墳出土埴輪

(4) 古墳時代

政治的なまとまり 3世紀前半の邪馬台国^{やまたいこく}の時代を経て、近畿地方にヤマト王権が生まれると、市内の各地にも小さな政治的なまとまりが形成される。古墳時代前期(4世紀)、市内の小地域を治める有力者たちは、馬場平古墳^{ばんばひら}(北区、市史跡)や赤門上古墳^{あかもんうえ}(浜北区、県史跡)等、近畿地方中枢部で築かれた古墳と同じ形の前方後円墳を構築するようになった。赤門上古墳には、ヤマト王権を通じてもたらされたと考えられる三角縁神獸鏡^{さんかくぶちしんじゅうきょう}(県有形)が副葬されており、被葬者と王権との結び付きの強さがうかがえる。

光明山古墳の時代 中期(5世紀)になると、日本列島には朝鮮半島から新来の技術を携えた渡来人^{とらいじん}が訪れ、様々な技術革新がもたらされた。二本ヶ谷積石塚群^{にほんがやつみいづかぐん}(浜北区、県史跡)は、当地に入植した渡来人を葬った古墳群と考えられる。市内最大の前方後円墳である光明山古墳^{こうみょうさん}(天竜区、国史跡)が構築されるのもこの頃である。天竜二俣地区の盆地の末端に築かれたことから考えると、その被葬者には、内陸交通の開発に長けた人物像が想定できる。渡来人がもたらした馬の利用も関係しているとみてよいだろう。この時期、古墳の他にも集落や祭祀遺跡など、活発な活動の痕跡が市内各地で確認されている。中でも滑伊神社境内遺跡^{てんぱくいわくら}(天白磐座遺跡、北区、県史跡)は神まつりを行った祭祀遺跡であり、神の依り代^よである巨岩群が良好に残る。

埴輪 中期から後期前半の前方後円墳を中心に、古墳の表面には埴輪^{はにわ}が立て並べられた。埴輪には筒形をした円筒埴輪のほかに、人物や動物を象ったものが知られる。郷ヶ平6号墳^{ごうがひら}(北区)からは、武人や巫女^{ぶじん}といった人物とともに、馬や鹿、猪、鳥などを象った埴輪が豊富に出土しており、古墳被葬者の生前の様子をうかがうことができる。

群集墳 前方後円墳の構築が終息を迎えはじめる後期(6世紀中頃)には、興覚寺後古墳^{こうかくじゅうしろ}(浜北区、市史跡)など埋葬施設に横穴式石室^{よこあなしきせきしつ}が採用されるようになる。通路を用い繰り返し埋葬ができる横穴式石室は複数人の合葬を可能とし、当地においても同一系譜の集団の結束を促した。7世紀前半には、直径10m程度の横穴式石室をもつ小規模古墳が爆発的に築かれる。群集墳^{ぐんしゅうふん}と呼ばれるこうした小規模古墳は、後に中央政権が地縁をもとにした同一集団として把握するような、地域集団の出現を物語る。

(5) 飛鳥時代

行政区分 7世紀後半以降、中央政権による直接的な地域掌握が進み、唐の制度を取り入れた律令制に従った政治体制が整えられていく。地方のまとまりとして、飛鳥時代には「評」や「五十戸」と表記される区分が用いられた。伊場遺跡（中区）では、こうした表記を持つ飛鳥時代の木簡が数多く出土しており、この時代の地方行政のあり様を知る上で全国的な注目を集めている。

地方行政の区分は、大宝元年（701年）の大宝律令の制定によって国、郡、里として掌握されるようになり、静岡県西部地域は遠江国とされた。遠江国に含まれる10郡（後に分割して13郡となる）のうち、現在の浜松市域には、敷智郡、長田郡（和銅2年（709年）に長上郡と長下郡の2郡に分割）、引佐郡、鹿玉郡、浜名郡、周智郡、磐田郡（元慶5年（881年）に山香郡が分離）の7郡（後に9郡となる）の一部又は全部が含まれ、地元豪族から選ばれた郡司により郡内の政治が行われた。



図1-45 伊場遺跡出土木簡

官道の整備 この時代、中央政権と地方の結び付きを強固にし、かつ軍事面の強化を図るため、連絡路や輸送路として官道の整備が進んだ。国家によって整備、管理、維持された官道では、馬の乗り継ぎ等を行う駅家が約16km間隔で道沿いに置かれ、中央政府から地方への命令を持った役人が馬を乗り継いで伝達する仕組みが整えられた。本市域を横断する官道として、浜名湖の北側を通る北岸ルート（二見道）と南側を通る南岸ルート（東海道）が挙げられる。北岸ルートには板築駅（北区三ヶ日町か）が、南岸ルートでは栗原駅（中区伊場遺跡付近か）が置かれた。

古代寺院 飛鳥時代後半から奈良時代（7世紀末～8世紀）にかけて市内でも古代寺院が建設された。飛鳥時代後半に創建が遡る寺院としては、木船廢寺（東区）が挙げられる。本市においては、白鳳期から奈良時代にかけての瓦出土地が各郡域に一か所のみ知られ、かつ、郡家想定地の近くであることが多い。いわゆる「郡家隣接寺院」のあり方を示すものであり、想定できる古代寺院は郡司階層が造営した可能性を示唆する。



図1-46 遠江南西部における古代瓦出土地

(6) 奈良時代

国府と郡家 遠江の国府は、はじめは磐田市中泉付近に置かれ、後は同市見付に移転した。管下の各郡には郡役所(郡家)が設置されている。奈良時代、浜松市南西部は遠江国のうち敷智郡と呼ばれ、郡家が伊場遺跡群(中区ほか)に置かれていた。伊場遺跡群とは、伊場遺跡と、その周辺の梶子遺跡、城山遺跡、鳥居松遺跡などの遺跡の総称である。同遺跡群からは、飛鳥時代から平安時代にかけての文字資料(木簡200点以上、墨書土器2,000点以上)が豊富に出土した。その数は継続的に実施される発掘調査によって年々、増加している。遺跡群の中心には、役所の施設を縫うように幅20mほどの小川が貫いている。伊場大溝と名付けられたこの小川は水分を含んだ土で埋まっており、通常は腐って消失してしまう木製品の保存に適していた。地方の古代役所跡から100点を超す木簡が出土したのは伊場遺跡が初めての事例であり、現在においても古代地方行政の実態を語る上で欠くことができない重要な資料として注目され続けている。

敷智郡の他、発掘調査によって郡家が想定できる郡としては、長田郡(長上郡)と引佐郡が挙げられる。長田郡家の想定地は、先述の木船廢寺(東区)とその周辺であり、木簡も複数例出土している。この地に眠る遺跡は、近世の村名から永田遺跡群と呼称している。引佐郡家想定地は、大量の墨書土器や規格性を備えた建物群が確認された井通遺跡(北区)とその周辺である。この地は、浜名湖北岸ルートの一見道と浜名湖水運の結節点であり、交通の要衝であった。

寺院創建記録 聖武天皇の時代になると国府に併設して国分寺を建立するなど鎮護国家のための仏教信仰が広がった。先述の通り、本市場においても白鳳期に始まる古代寺院が多く築かれていたことが知られるが、この時期に創建伝承を持つ寺院として、頭陀寺(南区)、鴨江寺(中区)、岩水寺(浜北区)などが知られる。これら寺院の創建年代は、出土品等で追認できるものではないが、頭陀寺については、貞観5年(863年)に定額寺の寺格を得ていたことが知られ、『三代実録』、創建時期の古さがうかがえる。

古代の天竜川 この時代、遠江国を流れる天竜川は、近隣住民や東西を行き来する者にとって難所であった。当時の天竜川は、三方原台地と磐田原台地に挟まれた低地を網の目状の流路を形成し流れており、平時には豊かな恵みを与える一方、一度大雨が降ると流路を大きく変えて沿岸の村落等に多大な被害を与えていた。『続日本紀』には、天平宝字5年(761年)、天竜川(当時名称: 匏玉河)の堤防が300余丈(約909m)にわたって決壊したため、政府は延べ人員30万3,700人に達する労働力を動員して復旧したとある。この復旧された堤防の一部が、浜北区道本に残る天宝堤(市史跡)



図1-47 伊場遺跡



図1-48 伊場遺跡出土遺物

であるといわれている。天宝堤の位置からみると、当時の天竜川(匏玉河)は、現在の河流よりもかなり西にあったことがわかる。

(7) 平安時代

荘園の広がり こうちこうみん 公地公民制は農地の荒廃や分配農地の不足等を原因に手詰まりをみせ、中央政府は土地の開墾を奨励し、私有地を認めるようになる。平安時代には本市域にも有力な貴族や寺社に私有地を寄進した荘園があった。市域の荘園・御厨（伊勢神宮領の荘園）に関しては、大同元年（806年）の『神鳳抄』に記載された「浜名神戸、尾奈御厨、都田御厨、蒲御厨、刑部御厨、祝田御厨、美園御厨、大崎御園、佐久目御園」などが初出である。また、貞観6年（864年）には、内蔵寮所領地を貞観寺に施入した「市野荘」がみられる（『三代実録』）。嘉応3年（1171年）



図1-49 浜松南部の荘園の分布

の『遠江国池田荘立券状』では、池田荘の西境に蒲御厨、北に羽鳥荘と美園御厨がみえ、南西の川勾荘との間で境界争いが生じた。

式内社 平安時代の本市域の神社に関わる記事が散見できる。貞観4年（862年）、正六位上だった曾許乃御立神と賀久留神に従五位下を授けたとある（『三代実録』）。また、貞観16年（874年）には正六位上だった蒲大神に従五位下を授けたとある（『類聚国史』）。また、10世紀に編さんされた『延喜式』には、遠江に所在した62の神社名が記されている。ここにみられる、いわゆる「式内社」と同名の神社は市域に散見できるが、明治期以降の改称によって新たに名乗ったものが少なからずあり、留意が必要である。

山林寺院 平安時代に我が国に取り入れられた密教は当地にも根差し、浜名湖周辺を道場とした。浜名湖をのぞむ北区三ヶ日町域の山中には、幡教寺（大福寺の前身）や真萱寺（摩訶耶寺の前身）といった真言宗寺院が開かれた。北区三ヶ日町宇志には、瓦塔が出土した北大里遺跡（北区）が知られるが、この遺跡もこうした山林寺院に関わる施設とみられる。

武士の起こり 荘園の形成等により自らの土地を得ることとなった豪族等は、外敵から自身の土地を守るため武装し、争い事が生じると家来を率いて戦うようになった。こうした状況が武士という身分（役割）を生むこととなり、本市域においても武士が登場した。当時の浜松には、荘園の荘官として力を伸ばして後に武士となった蒲氏をはじめ、村櫛氏（西区）、浜名氏（北区）、井伊氏（北区）等が挙げられる。

蒲氏と源範頼 平安時代の初期、藤原鎌足の子孫である越後守藤原静並が伊勢大神のご神託を受け、蒲の生い茂るこの地に社を建てて初代蒲氏を名乗ったとされている。平安時代に起こった荘園の広がりの中で、蒲氏も開墾した土地を伊勢神宮に寄進して蒲御厨の荘官（管理者）となり、その土地を支配する中で武士となっていたと考えられている。その後、蒲氏は、仁平4年（1154年）に蒲御厨で生まれた源頼朝の弟・源範頼を育て、鎌倉時代には地頭代に任じられている。

陶器生産 平安時代の焼き物として、灰釉陶器と呼ばれる陶器が知られ、東海地方を中心に生産拠点が設けられた。浜北区には、灰釉陶器の生産拠点であった愛知県域からの技術移転を受け、この陶器を焼成した大屋敷窯跡群が形成された。

(8) 鎌倉時代

守護と地頭 建久3年(1192年)、源頼朝が鎌倉幕府を開き、新たな地方統治制度として守護と地頭が置かれた。遠江の守護は、幕府の庶務の総監にあたった執権北条義時の弟の時房や、その子孫である大仏氏が代々務めていたことから、遠江は鎌倉幕府の影響力の強い地域であったことがうかがえる。

本市域に関わる地頭として、蒲御厨(東区)の北条時政が知られる。また、天竜区の水窪町や春野町にあった山香荘には天野氏が赴任した。天野氏は荘園領主に対して土地の実効支配を強め、土地を分け合うなどして次第にこの地に定着していった。水窪町や春野町において荘園領主に関わる土地を示す「領家」や地頭が関わる「地頭方」といった地名があるのは、この地で行われた下地中分の名残である。天野氏はその後も勢力を伸ばし、戦国時代には国人領主(国衆)に成長した。

浜松荘と引間宿 阿仏尼が弘安2年(1279年)の旅を記した『十六夜日記』には、「今宵は引馬の宿という処にとどまる この処の大方の名は浜松とぞ言ひし」とある。鎌倉幕府の成立以降、京都と鎌倉を結ぶ東海道を利用する旅人が増加した。浜松荘の中の東海道と当時の天竜川の交差部辺りに位置し、市を開くのに適した引間宿は大いに栄えた。現在も、これらの地域に「船越」や「早馬」という地名がもられるのは、その名残りである。

仏教の広まり これまで地方の農村集落等においては、農民が小さな堂等に集まり、自ら経を唱える念仏講等が行われていた。しかし、この時代になると、高僧をはじめ、聖や法師等の、村から村を歩いて読経や説法を行う者が多くなり、また、その中には医療を施すなど、庶民の暮らしに積極的に関わる者が出て仏教が広まっていった。特に、鎌倉時代には、既に建立されていた鴨江寺(中区)をはじめ、竜禅寺(中区)、大山寺(西区)、頭陀寺(南区)、華蔵寺(北区)、摩訶耶寺(北区)、大福寺(北区)、岩水寺(浜北区)等の密教系寺院が栄えた。

その他、臨済宗は、建徳2年(1371年)に無文元選(父は後醍醐天皇)が方広寺(北区、臨済宗方広寺派大本山)を建ててから盛んになっている。また、15世紀初め、寒巖義尹を開基として華蔵義曇により建立された普濟寺(中区)から、宿蘆寺(西区)等の十三派が生じた曹洞宗は、ほかにも瑞雲院(天竜区)など寺院数を急激に増やしていった。

さらに、本市域では宗派としての寺院数は少ないが、新仏教のうち日蓮宗では妙恩寺(東区)、浄土宗では西伝寺(南区)、時宗では阿弥陀寺(南区)など、当時の街道筋や市場などのにぎわいの場を中心に教線を延ばしていた。

(9) 室町時代前半

南北朝の争乱 元弘3年(1333年)、足利尊氏は後醍醐天皇の誘いを受けて挙兵し、鎌倉幕府を攻め落とした。しかし、公家を重視した政治を行う後醍醐天皇に不満を抱いた尊氏は、建武2年(1335年)、北条氏残党による反乱を相模川の戦いで制圧した後も帰京せず、本拠を鎌倉に置いて独自の武家政権創始の動きを見せた。これに対し、後醍醐天皇が新田義貞を尊氏討伐に向かわせたことで、後醍醐天皇の南朝方と尊氏の北朝方が対立する南北朝時代が始まった。約60年間に及ぶ南北朝の争いの中において、浜松も戦場となっている。

はままつのしょう きがのしょう みやこだのみくりや
 浜松 荘、氣賀 荘、都田御厨等の
 南朝方にゆかりの深い荘園の武士は、
 井伊谷に勢力を持っていた南朝方の
 井伊氏のもとに集結した。これに足利
 一門の今川氏等北朝方の武士が対立
 した。延元2年／建武4年(1337年)、
 井伊氏が宗良親王(後醍醐天皇の皇子)
 を三岳城(北区、国史跡)に迎え入れて
 南朝方の拠点としたが、延元4年
 ／暦応2年(1339年)、尊氏は高師泰
 等の軍勢を浜松に送り込み、今川氏に
 加勢することで南朝方を制圧し、浜松
 を北朝方の勢力下にしていった。この
 時期に用いられた南朝方の城として
 は、大平城(浜北区、市史跡)、千頭



図1-50 南北朝時代の城と戦場

峯城(北区、県史跡)、井伊谷城(北区、市史跡)、鴨江城(中区)が挙げられる。

南北朝統一と遠江守護 南北朝の対立は全国で次第に北朝方が優勢となり、元中9年(1392年)、南朝第4代の後龜山天皇が北朝第6代の後小松天皇に譲位することで両朝が合一した。

室町幕府における守護は、北朝方の足利一族で多くが占められており、遠江では、今川氏、仁木氏、斯波氏等が務めている。斯波氏は、越前、尾張、遠江の守護であるほか、将軍を補佐し内外政務を統轄する役職である管領も兼ねていた。このため、斯波氏自身は京都で将軍に直接仕え、遠江の守護は斯波氏の家臣であった甲斐氏が守護代として務め、当地の政治を行っていた。

(10) 室町時代後半(戦国時代)

斯波氏と今川氏の争い 15世紀半ばになると将軍の跡継ぎを巡る争いが起こり、これに有力な守護大名の権力争いが複雑に絡み合っており、応仁元年(1467年)、応仁の乱が起こった。この戦乱は全国に広がり、幕府の支配や荘園制は崩れ、下剋上の戦国時代に入っていった。この応仁の乱では、遠江の守護であった斯波氏の家臣も分裂し、互いが争うようになった。この動乱に乗じ、駿河の守護であった今川義忠が遠江に進軍したことで、遠江は斯波氏と今川氏の戦場となった。

浜名湖今切口の形成 この頃、東海地方では地震が頻発し、政情とともに自然環境も不安定な状態が続いていた。特に、明応7年(1498年)に起きた地震は大きく、翌年にかけて余震や高潮が発生したことで浜名湖に今切口ができ、太平洋とつながった。浜名湖の南側は地盤沈降が顕著であり、陸上の集落は湖底に沈んだ。

引間宿の発展 東海道の要衝として発展してきた引間宿は、15世紀に入り本来の宿としての機能のほか商業機能を備え、近隣では遠江国府がある見付(現磐田市)に次ぐ中世都市となっていた。

万里集九は、詩文集『梅花無尽蔵』に、文明17年(1485年)、吉美(湖西市)から舟で浜名湖を渡り、引間へ来た時の様子を「引間の市は富み、屋は千区」と記している。また、集九は二俣栗を持参した知人と引間で酒宴を設けたことを記している。栗には「遠(江)の名産也」と注釈する。これは、二俣(天竜区)の栗のことであり、当時遠江の名産として京都の寺院日記『鹿苑日録』(永正元年(1504年))にも記されるほどであった。この頃の引間宿は、多数の商人や土倉と呼ばれる金融業者も集ま

り、地域経済圏の核を成すまでになっていたと考えられる。

今川氏親による遠江平定 文明8年(1476年)、今川義忠は東遠江で戦死し、嫡子の今川氏親が跡を継いだ。氏親は伊勢新九郎(後の北条早雲)の補佐を受けて遠江へ進出し、永正5年(1508年)には、正式に遠江の守護に任じられた。永正14年(1517年)、氏親は引間城(中区)を守備していた斯波義達、大河内貞綱、巨海道綱を降伏させ、遠江の領有を完全にした。氏親は、反今川勢力との抗争途中より、今川一門等を遠江の拠点となる支城に配置していた。二俣城(天竜区、ただしこの時期の二俣城は二俣古城とされる笹岡城のことを指す)には瀬名氏・松井氏、掛川に朝比奈氏、宇津山(湖西市)に瀬名氏・朝比奈氏を配置した。陥落させた引間城は、氏親が京都より招いた飯尾賢連が城主を務めた。飯尾氏は賢連の後、乗連、連龍と3代続く。

今川義元と桶狭間の戦い 天文5年(1536年)、今川氏の家督を相続した今川義元は領国を西に広げ、駿河から遠江、三河の大部分を配下に治めるまで勢力を広げた。本市域に拠点を持つ国人領主(国衆)は義元に従い、戦国大名の領国支配体制に組み込まれた。義元の治世下、天文20年(1551年)には日吉丸(後の豊臣秀吉)が頭陀寺城(南区)の松下氏に奉公したと伝わる。

永禄3年(1560年)、義元は大軍を率いて西方を目指したが、桶狭間(愛知県)において織田信長に敗れた。この時には、井伊谷城(北区、市史跡)の井伊直盛や二俣城(天竜区)の松井宗信も従軍したが、ともに義元とともに討死した。

徳川家康の遠州侵攻 義元に代わって当主となっていた今川氏真は、桶狭間の戦い以後、急速に求心力を弱め、遠江西部は三河で独立した徳川家康や甲斐や信濃を治めた武田信玄の影響が及ぶようになる。市域の国人領主は自らの帰属を巡って混乱した。井伊氏当主であった井伊直親は、今川氏真の奸計にはまり、永禄5年(1562年)、掛川で討たれた。また、引間城主の飯尾連龍は、勢力が衰退する今川氏を見限り、家康と通じようとしていた。これを知った氏真は、引間城を攻めるが落とせず、いったん和睦した後の永禄8年(1565年)、連龍を駿府へ呼び寄せて誅殺する。その後、引間城は家臣等により維持されていたが、繰り返しおこった内紛で自滅同然の状態となり、城は主を失った。

徳川家康は、永禄11年(1568年)、三河から遠江に侵攻する。井伊谷三人衆(菅沼忠久、近藤康用、鈴木重時)を先導とし、井伊谷を経由して刑部城(北区)、二俣城(天竜区、国史跡)を手中に収め、引間城に入った。この際、犬居城(天竜区、県史跡)を守る天野藤秀も家康の傘下に入っている。翌年の永禄12年(1569年)、家康は、浜名頼広が守る佐久城(北区、市史跡)を攻め落とし、山村修理や地元の農民らが立てこもる堀川城(北区、伝堀川城跡として市史跡)も落城させた。さらに、堀江城主のおおさわもとなおが帰順するに及び、家康の遠江平定はほぼ完了した。

浜松城の築城 永禄11年(1568年)、空域と化した引間城は、徳川軍の酒井忠次により接收され、家康の遠州経略の拠点となった。元亀元年(1570年)、家康は、それまで居城としていた岡崎城を嫡子信康に与えてその城主とし、自らは引間城に入城して「浜松城」と改名した。

浜松城(中区、市史跡)は、元亀元年(1570年)の段階では居城として十分ではなかったらしく、その後、天正6年(1578年)、天正7年(1579年)、さらには天正9年(1581年)と数回にわたり修築されている。



図1-51 家康在城期の浜松城の濠

武田信玄の遠江侵攻 元龜2年(1571年)、武田信玄は度々、遠江や東三河に侵入し、徳川家康との緊張が高まった。元龜3年(1572年)、信玄は軍勢を分散させ、遠江に向けて侵攻した。信玄の本隊は駿河から田中城(藤枝市)を経て遠江に入り、山県昌影隊は東三河に向かった。この時期、武田信玄は奥山氏や天野氏など北遠地域の国人領主を勢力下に収め、遠江の軍事侵攻を有利に進めた。奥山氏が守る高根城(天竜区、市史跡)や天野氏が守る犬居城の大規模な城郭遺構は、この時期に武田氏の協力によって整備されたものと考えられる。

山県昌影隊は、東三河から遠江に入り、井伊谷(北区)に至った。徳川軍とは井伊谷の北辺で衝突したが、武田軍が圧勝したと伝わる(仏坂の戦い)。古戦場の付近には、この戦いの戦死者を弔った石塔群(ふろんぼ様)が残る。

三方ヶ原の戦い 武田信玄本隊と山県昌影隊は二俣の地で合流し、徳川方が守備する二俣城を攻め、元龜3年(1572年)12月に落城させた。武田軍はその後、天竜川を渡って三方原へ侵攻し、家康が守る浜松城に迫った。しかし、信玄は、浜松城を直接攻めず、東三河へ向かうように進軍した。家康は三方原を通過する武田軍を背後から突くことで勝機を得ようと、浜松城から打って出たが、野戦を待ち構えていた武田軍に大敗を喫した。世にいう三方ヶ原の戦いである。その後、武田軍は浜松城にほど近い犀ヶ崖古戦場(中区、県史跡)まで追撃したと伝わる。

三方ヶ原の戦いで勝利した信玄は、その後、浜松城を攻撃することなく西進し、刑部(北区)の辺りで年を越した。翌年の元龜4年(1573年)、武田軍は東三河の野田城(新城市)を攻めた後、甲府を目指し北上するが、信玄はその間に死去した。

武田勝頼との攻防 信玄の死後、家督を継いだ武田勝頼は遠江への軍事的圧力を強めた。遠江における武田方の優位は、天正3年(1575年)、長篠・設楽原の戦いで勝頼が織田・徳川の連合軍に大敗するまで続いた。同年、家康は光明城(天竜区)や諏訪原城(島田市)を落とし、二俣城も奪還した。鳥羽山城(天竜区、国史跡)は、この時に徳川方の本陣が置かれた砦と伝わる。さらに天正4年(1576年)、家康は、天野藤秀が守る犬居城を攻め落とし、天野氏は甲斐へ逃亡した。堀之内城山城(天竜区、市史跡)はこの際に徳川方が築いた城と想定されている。家康と勝頼の攻防は、天正10年(1582年)の武田氏滅亡で終わりを迎える。この間、天正7年(1579年)には、家康の正室築山殿が佐鳴湖(中区・西区、市名勝)のほとりで殺害され、長男信康が二俣城で自刃するという事件があった。

家康は天正14年(1586年)に駿府城に移るが、浜松城に在城した17年間において、三河、遠江、駿河、甲斐、信濃を領有するようになり、一介の戦国大名から五か国持ちの大大名へと勢力を拡大し、豊臣秀吉に次ぐ「天下のナンバー2」と目されるようになった。市内の城郭の多くも、武田勢力の衰退で、その役割を終えたものと考えられる。

徳川家康の地域経営 徳川家康は浜松城の造営とともに、新たな城下町(浜松城下町)の建設を進めた。中世都市の引間宿とは異なる場所に家臣団と商工業者を居住させ、現在まで引き継がれる城下町区画の基礎を形作った。同時に地域経済や軍事の掌握にも取り組んでいる。中村家(西区)には、浜名湖をめぐる水運と軍事を担わせた。天正2年(1574年)には、同屋敷地で側室お万の方が家康の次男、於義丸(のちの結城秀康)を生んだ。側室を有力庄屋に預けるという点では、阿茶の局を万斛鈴木家(東区)に住ませたことと共通する。また、田代家(天竜区)には天竜川水運を利用した材木流通の利権を安堵した。さらに、家康は、尾張や美濃からの技術を応用した陶器生産(初山窯、北区)を始めるなど、殖産興業にも積極的であった。

(11) 安土桃山時代

織豊政権 天正元年（1573年）、織田信長^{おだのぶなが}は將軍足利義昭^{あしががよしあき}を追放し、室町幕府は滅亡する。信長は、伝統的な政治経済の秩序や權威を克服し、新しい支配体制の構築を図った。その象徴的な建造物として、天正5年（1577年）に安土城（滋賀県）を完成させた。天正10年（1582年）、本能寺の変で信長が倒れると、豊臣秀吉^{あづちじゅう}が信長の政策を受け継ぎ、全国で統一した秩序の確立を目指した。本市域を治めていた徳川家康^{とくがわいえやす}は織田信長と同盟関係にあり、豊臣秀吉とも一時は敵対関係にあったが、天正12年（1584年）以降はその配下に入り、領国内の検地を進めるなど織豊政権の一翼を担った。

堀尾吉晴の浜松城改築 天正18年(1590年)、小田原の陣によって豊臣秀吉が天下統一を果たすと、家康は関東に移封され、浜松城（中区、市史跡）には秀吉の家臣である堀尾吉晴^{ほりおよしはる}が入った。吉晴は浜松城を改修し、高石垣を築き、主要な建物を瓦葺に変え、天守を建設したとみられる。また、同時期に堀尾氏は、二俣城^{ふたまたじょう}と鳥羽山城^{とばやまじょう}（天竜区、国史跡）も改修し、浜松城と同じく石垣を持つ織豊系城郭へ姿を変えた。

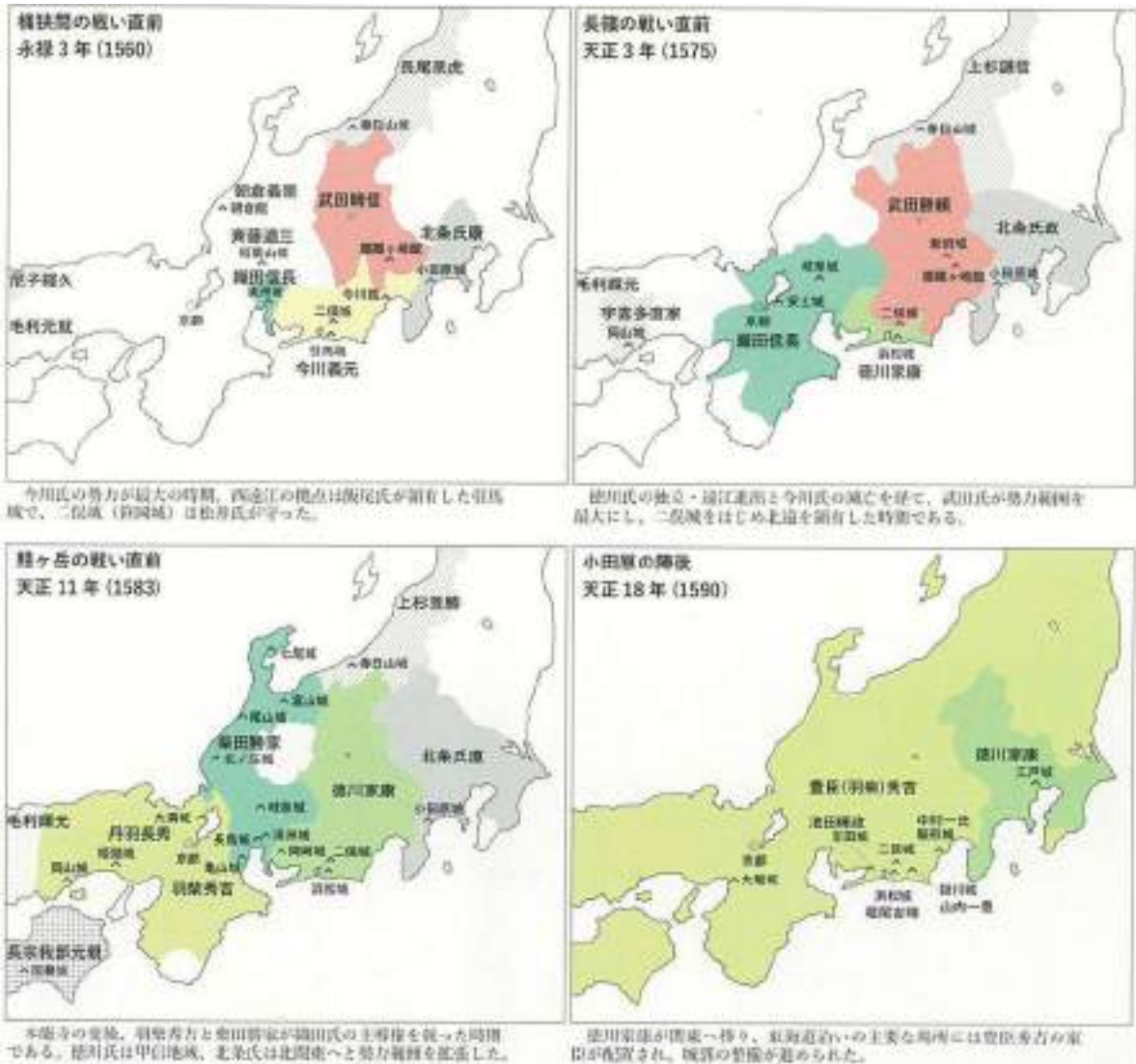


図1-52 16世紀後半の勢力推移

(12) 江戸時代

市域の領地 慶長8年(1603年)、家康が征夷大將軍となり江戸幕府を開くと、全国は、幕府が支配する「幕府領」(幕府領は、幕府の収入源である「幕領」と、將軍直属の家来の土地である「旗本領」に分けられる)と、藩(大名)が支配する「大名領」、寺社の領地である「寺社領」等に分けられた。幕府は、関東地方と東海地方を重視し、それぞれの地に幕府領と親藩・譜代大名を多数配置した。市域のうち、南部の平野部の多くは「浜松藩」の領域であり、石高は3万石から7万石で、松平氏(桜井松平、大給松平、本庄松平、大河内松平)、水野氏、高力氏、太田氏、青山氏、井上氏等の譜代大名が配置された。歴代城主から5人の老中を輩出していることから、浜松城はのちに「出世城」と呼ばれるようになった。浜松藩の周囲には旗本領が散在していた。その代表例は、西区の庄内半島を中心に領地を持った大沢氏、北区引佐町や細江町、浜北区の一部に領地を持った近藤氏(近藤氏は、金指、気賀、井伊谷、花平、大谷に分かれ、それぞれ陣屋を構えた)などがあげられる。また、天竜区の大部分は幕領とされた。

東海道と宿場 本市南部域の東西には東海道が設定された。東の見付宿からは、池田の渡しを通じて天竜川を越え、浜松宿(中区)と舞坂宿(西区)と続き、今切れの渡しを経て西には新居宿(新居の関所)が置かれた。

浜松宿には、天保年間(1830年～1843年)に、本陣が6軒、旅籠が94軒あったとされる。最も古い本陣は、伝馬町の杉浦助右衛門家であると伝わる。当家の『御本陣日記』に、本陣として、正保4年(1647年)に旅籠町の伊藤平左衛門家、旅籠町の杉浦惣兵衛家、伝馬町の梅屋市左衛門家の名が記載され、慶安3年(1650年)に連尺町の佐藤与左衛門家の名が記載されている。その後、伝馬町の川口次郎兵衛家が現れて6軒となる。これは、寛永12年(1636年)に参勤交代制が確立され、大名の往来が頻繁になったことによるものと考えられている。なお、1宿に6軒もの本陣があったのは東海道筋では小田原と浜松だけであり、浜松がいかに東西交通の要衝であったかを物語っている。

一方、舞坂宿は浜松宿の西側、浜名湖に面した位置に置かれた宿場で、宝永4年(1707年)の時点で、本陣2軒、脇本陣1軒、旅籠28軒を数えた。舞坂宿の西の対岸には新居関所、新居宿(ともに湖西市)が置かれ、両者の間は今切れの渡しで結ばれていた。



図1-53 浜松城下町

姫街道 浜名湖の北岸を迂回する東海道の脇往還を姫街道という。なお、姫街道は俗称であり、江戸時代までは本坂通が公的な名称であった(本書では、以下「姫街道」という)。

姫街道は江戸時代に新設された街道ではなく、奈良時代に浜名湖南岸を通過する東海道とともに、浜名湖北岸を通過して遠江国府(磐田市)と三河国府(愛知県豊川市)を結ぶ官道であった。徳川家康は浜名湖南回りの東海道だけでなく北回りの街道も復活させ、再整備を図ったのである。姫街道は、江戸時代初めには、天竜川を越えた東海道から安間新田村(東区)で分岐して市野宿(東区)を経て三方原追分へ至り、気賀宿(北区)へ通じる道筋を公式としたが、次第ににぎわう浜松宿を経由する旅人が増え、浜松宿から三方原追分へ至る道筋に変遷した。気賀宿からは、三ヶ日宿を経て本坂峠を越えて隣国の三河国へ入る。

姫街道には市野宿、気賀宿、三ヶ日宿、嵩山宿(愛知県豊橋市)が設けられ、市野宿には本陣が置かれた。気賀には気賀関所が設けられ、気賀宿には本陣1軒、旅籠8軒、問屋場1か所、三ヶ日宿には本陣1軒、旅籠4軒が置かれた。なお、江戸時代中頃、浜松宿が発展したことにより姫街道の主要な道筋は浜松宿起点の道筋になり、市野宿は早くに寂れてしまった。

秋葉街道 秋葉信仰の本山で火防の神として知られる秋葉山(天竜区)は、昔から修験者がその霊験を全国各地に宣伝して回ったため、江戸時代に入って有名になった。山頂には、秋葉大権現をまつる秋葉社とその守護である修験者三尺坊をまつる秋葉寺があった。江戸時代の建造物としては、秋葉山神門(市有形)が今に残る。当時、火事の多かった江戸ばかりでなく、全国各地に秋葉詣のための秋葉講が組織され、秋葉山へ参詣する人が多くなった。掛川宿(掛川市)、浜松宿、御油宿(愛知県豊川市)等からの参詣道(秋葉道、本書では「秋葉街道」という)も整備され、道沿いには参詣者の安全を願って常夜灯が建てられた。秋葉山は戦国時代までは武運長久を主願とし、武田信玄も刀を奉納している。現在も秋葉神社には、重要文化財に指定されている3口の太刀など、多くの刀剣が伝わっている。

掛川宿からの秋葉街道は、関東地方からの参詣者に利用され、掛川宿を起点として森(森町)、犬居(天竜区)を通り、秋葉山へ向かう。この道は秋葉信仰の道となる以前から「塩の道」として、



図1-54 市内のおもな歴史街道

遠州と信州の物資輸送や文化交流の道としての役割を担っていた。

浜松宿からの秋葉街道は、浜松宿を起点として貴布祢（浜北区）へと北上し、鹿島（天竜区）で天竜川を渡って二俣、光明山、犬居を経て秋葉山へ向かう。中区田町には、かつて青銅製の犬鳥居（一の鳥居）があったが、第二次世界大戦中に供出対象となり解体撤去されている（図1-63）。文政5年（1822年）に建てられた高さ7.3mの花崗岩製の二の鳥居は、現在も浜北区小松にある。秋葉街道に残る最大の石造物である。三河からの秋葉街道は、御油宿を起点として、鳳来寺（愛知県新城市）を参詣し、熊から戸倉（天竜区）を経由して秋葉山へ向かう。信州方面からは、青崩峠を越えて水窪、西渡を経て、秋葉山へ向かう。この道は信州街道とも呼ばれ、南北交通の動脈でもあった。

水運の発達 江戸時代の初め、江戸幕府は角倉了以に命じて天竜川を開削し、天竜川上流の直轄地である信州伊那と中流域、下流域の舟運による物流を拡大した。屋根材である樽木をはじめ、天竜川上中流域の木材資源は、船明または、二俣・鹿島（いずれも天竜区）を中継地として、河口の懸塚湊（磐田市）を経由し、江戸・大坂へ運ばれた。北鹿島（天竜区）の田代家は天竜川の水運を掌握した筏問屋として栄えた。

綿織物の発展 江戸時代、本市域では天竜川等の豊富な水資源を有していたため耕地が増加したことに加え、農具や肥料が改良されたり、貨幣経済が進展したりしたことにより、綿、菜種、藍等の、商品作物の栽培が広く行われるようになった。特に、18世紀に入る頃には、現在の東区から浜北区にかけて綿栽培が盛んになった。中でも笠井村（東区）は、農村地帯でありながら市としても栄え、商業活動が盛んであった。笠井の商人は、天竜川流域の村々から綿を買い集めるとともに、周辺の農家から労働力を集めて機織りに従事させ「笠井綿」を特産品として作り、販売した。こうした活動が当地での特産品、遠州織物が発展する基礎を形作った。

遠州織物がさらに飛躍的に発展したのは、浜松藩主、井上正春が前任地の館林（群馬県）から進んだ技術をもたらしたことが発端といわれている。また、上中嶋村（中区）の小山みいや、木船村（浜北区）の木俣くらが、技術の伝達や業界の発展に尽くしたことも、機織り業の発展に大きな影響を及ぼした。



図1-55 綿の布地

旗本近藤家 北区の引佐町や細江町の一部は、旗本の近藤氏が治めた。金指の近藤^{さだもち}貞用は、^{いんげん}隠元とともに渡来した黄檗僧^{おうぼく}独湛^{どくたん}を招いて寛文4年（1664年）、宝林寺^{ほうりん}を創建している。また、気賀の近藤^{もちゆき}用随は宝永地震（1707年）に伴う津波によって荒れた領地の生産復興のため、塩害に強い琉球^{えんがい}藷^{りゅうきゆう}を導入して特産化を図った。

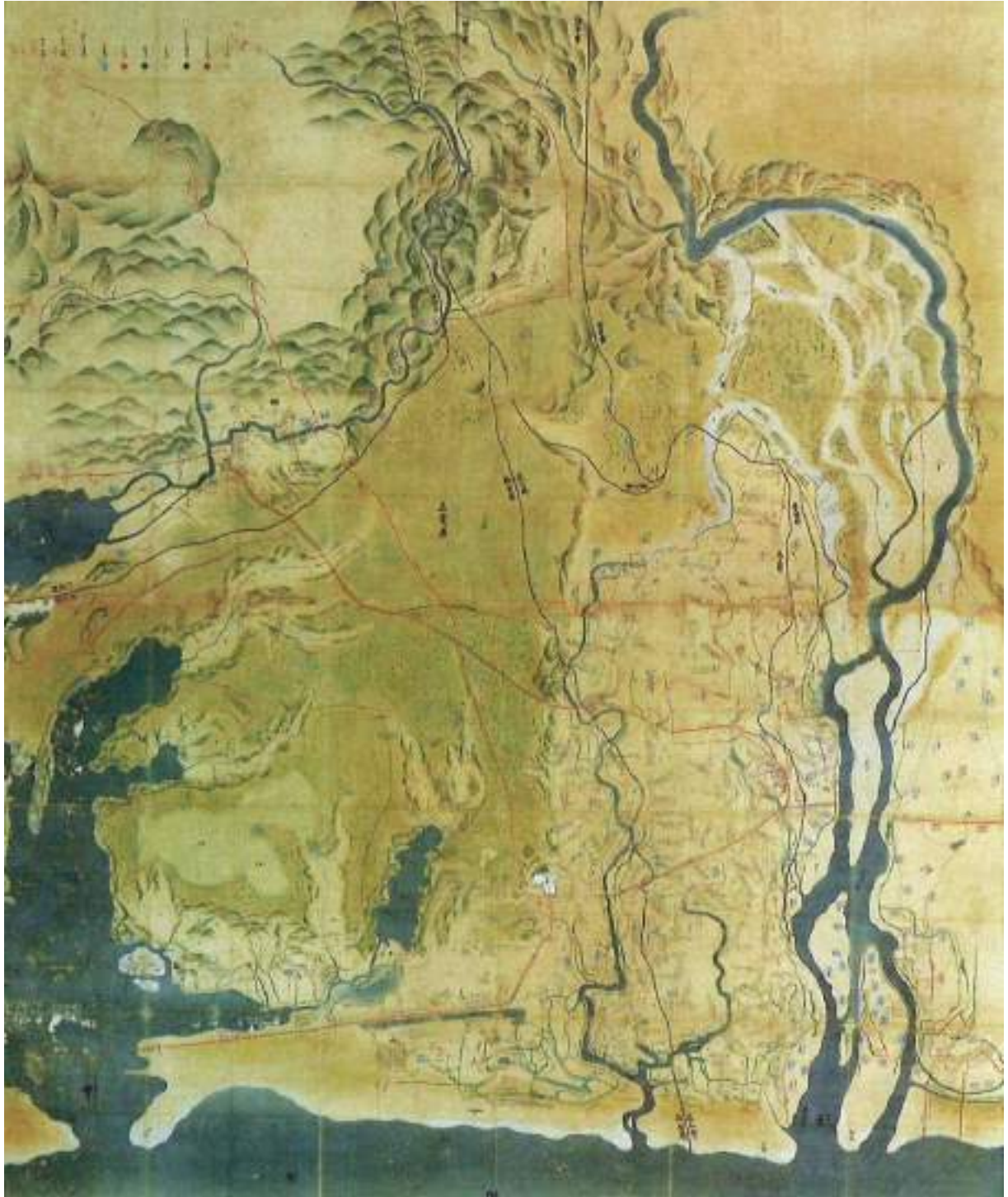


図1-56 青山領分絵図に見る浜松市南部（1680年ころ）

国学の発展 浜松藩領では、元禄から享保（17世紀後半から18世紀）に新しい学問や思想が現れた。その中で、日本の古典を研究し、日本人固有の精神を明らかにしようとしたのが国学である。国学は、契沖に始まり、荷田春満や浜松藩領出身の賀茂真淵を経て、本居宣長により大成された。賀茂真淵は、元禄10年（1697年）、伊場村（中区）の賀茂神社の神官、岡部家に生まれ、浜松宿本陣梅谷家の養子となり、享保18年（1733年）、江戸に移って荷田春満に国学を学んだ。のちに、『万葉集』の研究を通じて古代人の考えを解明しようとし、その注釈書として『万葉考』を著している。その他、真淵の著作として『祝詞考』、『国意考』等がある。

真淵の弟子としては本居宣長が有名であるが、本市域には、『遠江国風土記伝』を著した大谷村（天竜区）の内山真龍がいる。真龍の弟子には有玉下村（東区）出身の高林方朗がおり、浜松藩主水野忠邦の援助を受けて浜松における国学の発展に寄与した。なお、現在、賀茂真淵記念館が中区東伊場二丁目、内山真龍資料館が天竜区大谷にある。

伝統芸能 中世の頃より交通の要衝として栄えた浜松は、人、物、情報の交流が盛んで様々な文化や風習に触れる機会が多かったことから、各地で多様な伝統芸能が生まれ継承されてきた。

五穀豊穡や無病息災を願う正月行事としては、「遠江のひよんどりとおくない」（北区、天竜区、国無形民俗）や「西浦田楽」（天竜区、国無形民俗）など、古い時代の所作や詞章を残す神事と芸能が受け継がれている。

三河から遠江にかけての地域では、各家庭に長男が生まれると、最初の端午の節句に親類から祝い凧を贈る風習がある。贈られた凧は村の若衆によって揚げられた。この風習は、天竜区龍山町においてブカ凧として伝わっている。また、本市の中心市街地を中心として毎年5月3日から5日までの3日間で行われる「浜松まつり」の凧揚げ合戦も当地における凧あげ風習に起源があり、現在は、本市を代表する行事として広く知られるようになった。

中世の遊芸に起源を持つ念仏踊りは、江戸時代に庶民が行う盆行事として定着し、「滝沢の放歌踊り」、「呉松の大念仏」（ともに県無形民俗）、「遠州大念仏」（市無形民俗）などとして現在に伝わる。家々は華やかな飾り付けを行い、盆灯籠に明かりをつけご先祖様の帰りを待ち構え、締め太鼓と笛の音に乗った旅装束の踊り子達が念仏踊りを披露する。

晩秋の「川合花の舞」（天竜区、県無形民俗）は県境を接する奥三河の「花祭」と共通し、秋の「勝坂神楽」（天竜区、市無形民俗）は東に接する大井川筋の神楽とも近い。いずれも古い発祥、あるいは伝来を伝える。また、上記の指定文化財だけでなく、周辺の集落にも「湯立て」の部分のみ、「万歳楽」のみ、あるいは仮面のみが継承されるなど、往時には市内の更に広い範囲でこれらの芸能が行われていたことがうかがえる。



図 1-57 遠州大念仏



図 1-58 横尾歌舞伎

また、江戸時代に盛んになった農村歌舞伎は「横尾歌舞伎」(北区、県無形民俗)のほか西区(雄踏歌舞伎「万人講」)や天竜区(浦川歌舞伎)でも継承されている。市内の神社境内には、農村歌舞伎に用いた舞台が残っていたり、かつては舞台があって村人による芝居が上演されたと伝えられていたりする集落がある。現在は失われているが、かつては市内各地で村人が演じる芝居が盛んだったことをうかがわせる。西区の庄内地区には「白洲ふくさ人形」と呼ばれる人形芝居があったが、現在は失われている。

浜名湖岸の西区や北区には、舟をご神体とする御船行事や水運を利用した神輿渡御が伝わる。天竜区にも新宮池(天竜区、市名勝)に舟を利用した神事がある。秋葉山を中心とした年末の「火祭り」は、明治時代に神仏分離した秋葉神社と秋葉寺の双方及び関係する市内の寺社で継承されている。

天竜川下流の水田地帯では、田打ち祭りや虫送りなど水田耕作の一年間に即した行事が継承されている。かつては災厄を川に流す行事が行われていたが、河川浄化の観点から中止されて久しい。

黄檗宗寺院の広がり 本市域では、江戸時代初めに中国からもたらされた新たな禅宗(黄檗宗)寺院が教線を広げたことが特筆される。承応3年(1654年)、中国僧の隠元が弟子の独湛らを伴って渡日した。隠元らは、江戸時代の宗門人別制度の中で硬直しつつあった日本の仏教界に新たな刺激を与え、また書画や詩文にも優れていた。寛文3年(1663年)、隠元や独湛は京都の宇治に黄檗宗(彼らにとっては臨済宗)の本山となる万福寺を建立している。

独湛の教えに帰依した人物が、旗本で金指(北区)近藤家の近藤貞用であった。貞用は、独湛を招き、寛文4年(1664年)に当地域で最初の黄檗宗寺院となる宝林寺(北区)を建立している。その弟子の石窓は、独湛を勧請開山として、延宝6年(1676年)に大雄庵(寺)(東区)を創建するなど市内に同宗の寺院を広げた。さらに、平口(浜北区)の不動寺、上島(中区)の白華寺など、他宗派の寺院を改宗・再興して、当地における黄檗宗寺院が増加することとなった。

独湛は、18年間を浜松で過ごし、のちに京都に戻って本山・万福寺の第4代住職に就いた。黄檗宗は、他の仏教諸派が長く和風になじんだなかで、その中国風の所業や文物が当時の人々に革新的なものとして認識されていった。

江戸時代の地震 江戸時代の災害の記録は、罹災した市内の各地に残されている。特に、宝永4年(1707年)の宝永地震と安政2年(1855年)の安政地震は、西区や北区などの浜名湖沿岸を襲った津波とともに多くの爪痕を残した。宝永地震による津波は、浜名湖北岸の引佐細江(北区)に到達した。津波による塩害によって荒れた耕作地には、当地を治めた旗本領主、近藤用随によって塩害に強い琉球藪が導入され、復興とともに特産化が図られた。

(13) 明治時代

明治維新 大政奉還によって、将軍職を辞した徳川宗家（16代を継いだ家達）は、駿遠ほか70万石の領主となり、浜松藩（井上家）をはじめ、駿遠のほとんどの領主は関東へ転封となった。庄内半島（西区）ほかを領地とした旗本、大沢家は旧領を安堵され、徳川宗家による新たな駿河府中藩と小規模ながら大沢家が治める堀江藩が一時並立した。

浜松県 明治4年(1871年)7月、明治政府による廃藩置県により市域の大部分は静岡県となり、西区の一部には堀江県が置かれた。さらに、同年11月に堀江県は廃止され、遠州地方は浜松県としてまとめられた。一方、静岡県は、明治9年(1876年)4月に伊豆の足柄県の一部を統合した。同年8月には、静岡県が浜松県を統合して現在の静岡県となった(伊豆七島は明治11年(1878年)1月に東京府へ編入)。

三方原の茶園 明治2年(1869年)、明治政府のもと近代国家建設に向けて、気賀の商人であった気賀林により三方原の開発が行われた。明治維新により職を失った士族の生活を支えるため、士族とともに茶園を整備する開墾を行った。しかし、三方原の土地は赤土で痩せており、水の便も悪く、ススキなども多数茂っていたため容易ではなかった。加えて農耕に慣れていない士族が多く、途中で逃げ出す者も現れた。浜松県が設置されると、県令の林厚徳の援助を受けて茶畑の開発が進み、明治6年(1873年)、茶園の百里園が開かれた。百里園は、気賀林が初代園長を務めた後、横田保が二代目園長となり、茶樹の植え付けや栽培に加えて製茶場を整備するなど事業の拡大を図った。百里園は横田の死後、明治39年(1906年)に閉園したが、その後も大根やスイカなどの栽培が続けられ、三方原は市域でも重要な農地として発展していった。

天竜川の治水 天竜川は「あばれ天竜」と呼ばれ、度重なる水害を引き起こした。慶応4年(1868年)に起こった天竜川の大洪水による浜松宿の甚大な被害を目の当たりにした安間村（東区）の金原明善は、明治政府に天竜川改修工事を誓願し、その任務を命ぜられた。明治5年(1872年)に浜松県から天竜川御普請専務、明治6年(1873年)には天竜川通総取締役に命ぜられた。明善は、明治7年(1874年)、天竜川通堤防会社(翌年、治河協力社に改称)を設立し、天竜川平野部の北端から河口

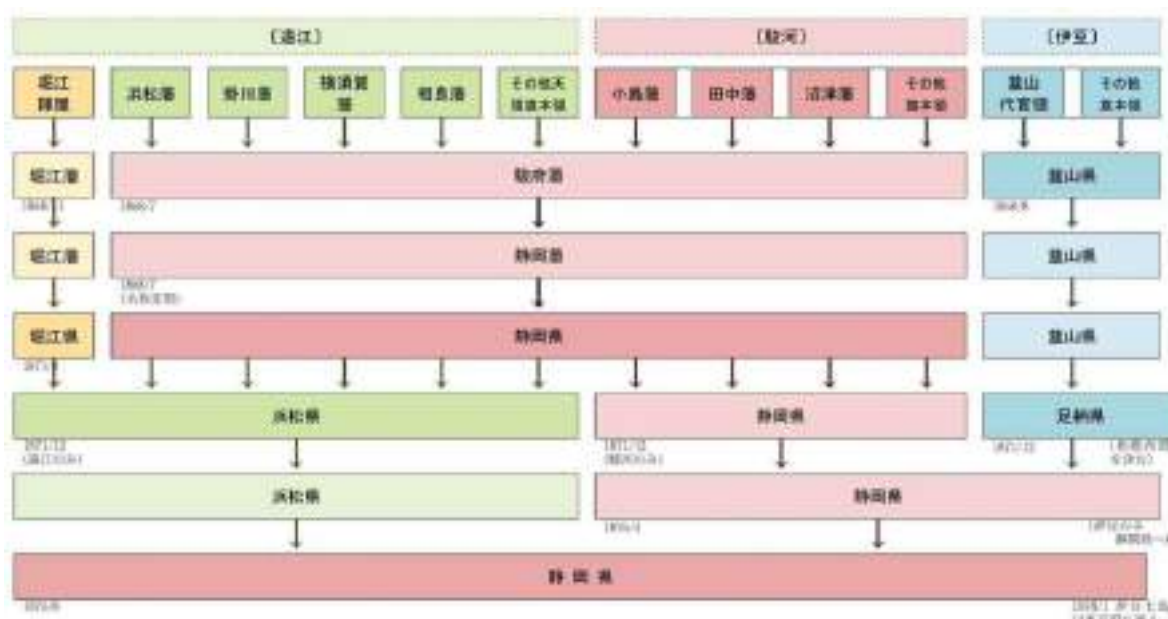


図 1-59 藩から県へ 静岡県の成立と変遷

までの兩岸に総延長約36kmの堤防を25年間の継続事業で完成させる計画を立てた。しかし、費用の工面が思うように進まなかったため、自らの田畑や家財を国に献納することと引き換えにして事業の推進を図った。天竜川河川工事は、その後、明治32年(1899年)に政府直轄によって行われ、また大正12年(1923年)には第2次改修工事も行われて、明善の30年以上に及ぶ悲願は達成された。

明善は、下流の堤防建設だけでなく、中流域の水源涵養林の育成が治水事業として重要だと捉えていた。このため、瀬尻(天竜区)の御料林の貸与に始まり、荒廃していた付近の民有林も買い入れて、スギ・ヒノキを植林し、人工林への転換を図った。また、切り出した材木を輸送する会社を設立して、加工した製材の販路を拡大するなど、植林・輸送・製材販売までを一体として、北遠地域における林業の産業化に貢献した。現在も天竜川中流域にはスギやヒノキの人工林が広がっている。明善が斜面地の下草狩りのために考案した「金原鎌」は、全国の植林地に普及した。

産業の発展 静岡藩の浜松勤番組頭であった井上延陵らが発起し、明治4年(1871年)、浜松宿と入野村(西区)をつなぐ堀留運河が完成した。この運河の開通によって、浜松中心地と浜名湖対岸の新所村(湖西市)が水上交通でつながることになり、旅客輸送と物資運搬に広く利用された。

日本有数の「工業都市浜松」の現在を支える産業基盤が確立したのは明治時代である。本市域では、自主的に実業を営む人材が輩出し、近代産業の発展を支えた。この頃の市域の主な産業は、農業のほか、金融業、織物工業、染色業、帽子製造業、楽器製造業等が挙げられる。

金融業 江戸時代から木綿を中心とした商品作物の生産が発展し、農村経済が発達していた遠州地方では、人々の貯蓄精神も旺盛で、金融機関も早くから発達していた。明治6年(1873年)、気賀半十郎、平野又十郎、金原明善らの有力資産家が御用掛に任命され、県の資金で資産金貸付所が運営された。明治8年(1875年)には民営化され、非営利的な側面を持っていた資産金貸付所も明治22年(1889年)には普通銀行業務に移行し、大正9年(1920年)には西遠銀行と合併して遠州銀行となった。また、明治10年(1877年)、国立銀行条例に基づいて全国に設立された153の国立銀行の中で第二十八国立銀行(中区)や第三百三十八国立銀行(天竜区)が市域に設立された。明治時代末の時点では、本市域に本店を置く銀行は8行を数えたが、大正時代の経済変動やその後の太平洋戦争の緊迫化に伴い、当時市内にあった銀行は静岡市に本店を置く静岡銀行と合併した(廃業した銀行を除く)。



図1-60 動力織機

織物工業 明治時代になると市域の東部(東区、南区、浜北区の一部)を中心とした機業地が発達し、取引範囲も拡大した。江戸時代に「笠井縞」と呼ばれた織物は、近代には「遠州縞」へと発展した。明治政府は、国内の織物産業発展の政策をとり、紡織機や織機も発達した。紡織機では、明治12年(1879年)頃に市域で使用が始まった「ガラ坊」が挙げられる。また、織機では、明治20年(1887年)頃に導入された「バツタン機(チャンカラ機)」や明治26年(1893年)頃に導入された松田式足踏織機等が、織物の生産量を飛躍的に増加させた。さらに、明治39年(1906年)、浜松電灯が発電事業を始めると、織機の電気動力化が進んだ。

生糸生産に関しては、市域全域で養蚕、製糸が盛んに行われた。浜北区の中瀬村、竜池村等の畑作地帯を中

心に桑畑が造営されたほか、養蚕技術の教習も明治17年(1884年)の西遠養蚕伝習所(西区)に始まり、各地に伝習所(教習所)が設置された。養蚕業は北遠地域においても本格化し、昭和時代初期には二俣町(天竜区)に置かれた繭市場を通じ、三河や信濃に及ぶ広い地域の繭の集荷地となった。

染色業 織物業の隆盛によって染色業の発展も促された。明治時代中期までは藍染が主であったが、ドイツ等から化学染料が輸入されるようになると、浜松でもそれらを用いる

者が現れた。その後、明治39年(1906年)、静岡県工業試験場染色部が天神町村(中区)に設立され、遠江織物同業組合とともに研究指導にあたった。明治40年(1907年)、馬込川の豊富な水を利用して西遠染色株式会社が馬込河畔に設立され、本格的な化学染色の時代を迎えるに至った。

一方、明治33年(1900年)、織物に柄模様を形付けする製形機の製造等を行う木綿中形株式会社(元城町(中区))に設立された。この染色機(片面形糊付機)は、それまで手作業で行われていた染物の形付けを機械化するものであり、「染色業界の革命」とまで呼ばれるほど画期的なものだった。その後、会社は船越町(中区)への移転とともに日本形染株式会社と改称し、自動成形機、両面形糊付機、丸形染工機等の新機械を次々に開発し、染色業界の発展に大きく貢献した。なお、日本形染株式会社の工場内には、昭和5年(1930年)の昭和天皇浜松行幸に際し設けられた御便殿が残る。

帽子製造業 明治時代中期になると、国内でも洋装が広まりはじめ、帽子的需要も増加傾向にあった。このため、浜松の有力資産家や財界人等が支援し、東京の帽子製造会社を浜松に誘致して、明治29年(1896年)、砂山町(中区)に帝国制帽株式会社が設立された。

帝国制帽株式会社は、フェルト帽を中心に製造し、大正時代から生産量も増加した。高級ソフト帽、中折れ帽は、国内だけでなく、中国をはじめ諸外国に輸出するまでに成長した。同社は現在、中区向宿一丁目に移転し、社名もテイボー株式会社と改め、フェルト製造技術を生かしてサインペンのペン先等を生産している。

楽器製造業 長崎で学んだ時計製造技術を活かして医療機器の製造、販売を行っていた紀州出身の山葉寅楠は、浜松で医療機器の修理に従事し、その技術を見込まれ浜松小学校のオルガンを修理したことが楽器製造の出発点となった。寅楠は、明治21年(1888年)、七間町(現成子町、中区)に山葉風琴製造所を設立した。工場はその後、板屋町(中区)に移転し、明治24年(1891年)には社名を山葉楽器製作所と改めた。明治25年(1892年)にはオルガンの輸出をはじめ、明治30年(1897年)に日本楽器製造株式会社へと発展させた。その後、河合小市の協力を得て、明治33年(1900年)には初の国産ピアノを完成させた。現在のヤマハ株式会社の基礎はこの時に築かれた。

なお、昭和2年(1927年)、河合小市は河合楽器研究所(のち、河合楽器製作所と改称)を設立し、2つの楽器会社はライバルとして競い合うこととなった。河合楽器研究所で製作されたカワイグラインドピアノ第1号は、光明村(天竜区)の山東小学校(現光明小学校)に寄贈された。

製紙業 明治22年(1889年)、天竜区春野町気田に王子製紙気田工場が建設された。この地は、当時の製紙技術に必要なモミやツガといった原材料が近隣で得られることに加え、木材を流す川があり、工場で用いる用水が得られること等の条件に恵まれていた。王子製紙は明治32年(1899年)、



図1-61 帝国制帽株式会社

佐久間町中部にも中部工場を設置し、増産体制を敷いた。レンガ造りの建造物群を用いた近代的な設備を備えた工場が整備されたが、大正時代に入ると原料となる材木が枯渇するようになり、気田工場は大正10年（1921年）、中部工場は大正13年（1924年）に閉鎖された。現在、気田工場の施設として旧王子製紙製品倉庫（天竜区、県有形）が残されている。

鉾山開発 本市域には、天竜川の中流域に銅鉾石を産出する久根鉾山と峰之沢鉾山（ともに天竜区）が知られている。双方とも江戸時代から採掘が行われていたが、鉾山開発が本格化するのは明治時代に入ってからである。久根鉾山は明治29年（1896年）頃に大鉾脈が掘りあてられ、同時に鉾害問題が発生して住民の陳情問題に発展した。両鉾山からは天竜川の水運を活用して下流部まで鉾石が運ばれ、大正時代には最盛期を迎えた。戦後しばらくは採掘が続けられたが、峰之沢鉾山は昭和44年（1969年）、久根鉾山は昭和45年（1970年）に閉山した。

東海道線と鉄道院工場 物資輸送の動脈であった鉄道網は、この時代に延伸を続け、明治21年（1888年）に東海道線の浜松駅が開業した。翌年の明治22年（1889年）には東海道線が全通し、以後、旅客や物資流通の手段として鉄道の重要性が増していった。東海道線の舞阪駅開業に伴い、浜名湖南部域で本格化していた養殖うなぎの流通が促され、当地を代表する特産品として販路が拡大された。

明治45年（1921年）には、中区南伊場に鉄道院浜松工場が創設された。この工場は、地元の誘致活動をもとに設置されたもので、蒸気機関車の製造や修理を担う数多くの工員を抱えた。同工場は、東海旅客鉄道株式会社浜松工場として現在に引き継がれている。

浜松市の成立 明治44年（1911年）7月1日、浜松町は市制を施行して浜松市となった。明治22年（1889年）の町制施行時の人口は13,630人であったが、市制施行時には周辺町村を合併したこともあり36,782人に増加した。市政施行により静岡市に次ぐ県下2番目の市となった。

（14）大正時代から昭和時代戦前・戦中期

工業都市の発展 大正3年（1914年）、第一次世界大戦が始まると、輸出品の増加とともに、機械類やベニア板等の新しい製品の製造も盛んに行われるようになった。日本楽器製造では、大正4年（1915年）に開始したハーモニカの生産が急増し、天竜材や南方輸入品による木工品、家具の生産も盛んになった。鼠野村（南区）に生まれた鈴木道雄は明治42年（1909年）に鈴木式織機製作所を設立し、新式の織機の発明で事業を拡大させた。鈴木は後に自動車の試作を手がけ、戦後は自動車製作会社（現スズキ株式会社）を興した。

鉄道と自動車 明治時代の終わり頃から大正時代にかけて、市内交通を担う鉄道の敷設が進んだ。明治42年（1909年）には、浜松・中ノ町（東区）間、浜松・鹿島（天竜区）間に軽便鉄道が開通した。また、明治43年（1910年）には、中ノ町線と鹿島線が板屋町（中区）で結ばれた。さらに大正3年（1914年）には、鹿島線の西ヶ崎（東区）と笠井を結ぶ笠井線や元城（中区）・金指（北区）間を結ぶ浜松軽便鉄道も開通した。大正12年（1923年）には、遠州軌道株式会社が買収した鹿島線を全線改軌・電化し、輸送力を大幅に増大させた。また同年、浜松鉄道（旧浜松軽便鉄道）は、奥山（北区）まで路



図 1-62 軽便鉄道

線を延長した。

光明電気鉄道は久根鉦山の鉦石輸送を視野に入れて敷設された私鉄で、東海道線の中泉(磐田市)から二俣町(天竜区)までを結ぶ路線が昭和5年(1930年)に全通した。しかし、高規格の鉄道施設を維持することが叶わず、昭和11年(1936年)に廃止された。短命の鉄道であるが、天竜区二俣町二俣には、二俣口駅のプラットホームや、阿蔵トンネルなどの鉄道遺産が残されている。

昭和12年(1937年)には三河川合(愛知県新城市)から天竜峡(長野県飯田市)を結ぶ三信鉄道が開通した。同路線は、天竜区佐久間町の急峻な山岳地帯を貫いており、建設にあたっては山地の測量技術に長けていたアイヌ民族の測量士、川村カ子トが加わった。同路線は、昭和18年(1943年)に国有化され飯田線と呼ばれるようになった。また、昭和15年(1940年)には、掛川(掛川市)から新所原(湖西市)を結ぶ浜名湖北岸ルート^{かきがわ}の二俣線が開通している。現在、二俣線は天竜浜名湖鉄道株式会社に引き継がれ、扇形車庫や転車台(いずれも天竜区、国登録)など開業当時の多くの鉄道施設が国登録有形文化財とされている。

大正時代から自動車普及ははじめ、大正9年(1920年)にはタクシー営業、大正12年(1923年)にはバス事業が始まり、次第にその路線も増えた。昭和初期にはバス事業者の合併等が進み、浜松の自動車交通網が整っていった。北遠地域では、西渡と鹿島(いずれも天竜区)を結ぶプロペラ船も運航していた。

近代化の遺産 大正時代、浜松市では飲料水の確保が喫緊の課題となり、天竜川の伏流水を水源に持つ水道施設が昭和6年(1931年)に完成した。東区常光町にある常光水源地取水ポンプ室や中区住吉五丁目にある住吉上水場(いずれも国登録)等の施設が伝えられている。

都市が近代化する過程は、現在に残る建造物等によってうかがうことができる。市内には近代化に関する遺産も多いが、特に、天竜区二俣町二俣には、大正5年(1916年)建築の二俣医院や昭和11年(1936年)建築の二俣町役場(国登録)等をはじめとした当該期の建造物が多く残る。

昭和7年(1932年)、西区舞阪町弁天島の北側で埋立地の造成が行われ、保養地としての開発が進んだ。昭和13年(1938年)には弁天島に浜名湖観光の中心施設として浜名湖ホテルが開業した。同ホテルは平等院鳳凰堂(京都府宇治市)を模した瀟洒な外観を持ち、食事や内装はすべて洋風の造りであったが、経営不振のため開業から1年半後に閉業した。現在、建物は箱根(神奈川県箱根町)に移築され、現存する。

近代建築の設計を手掛けた本市出身の建築家として、中村與資平^{なかむら よしへい}があげられる。天王新田村(東



図1-63 秋葉山一の鳥居

区)で生まれた中村は東京帝国大学建築学科を卒業後、朝鮮で銀行や公共建築の設計に携わった。大正11年(1922年)に東京に活動拠点を移した後は静岡県内でも建造物の設計を行った。本市においても、昭和3年(1928年)建築の遠州銀行本店(中区、市有形)や昭和5年(1930年)建築の浜松銀行集会所(旧浜松銀行協会、中区、市有形)などに、その足跡を残した。

軍都浜松の形成 本市域では、日露戦争後の軍備拡大を通じて、軍事施設が築かれていった。明治40年(1907年)には富塚村^{とみづか}

(中区城北三丁目)に歩兵第六十七連隊が設置された。用地は現在の静岡大学浜松キャンパスにあたり、その練兵場(現在の和地山公園)は凧揚げまつりの会場として市民にも親しまれた。同連隊は大正14年(1925年)に廃止されたが、昭和3年(1928年)、高射砲第一連隊がその跡地に移駐した。大正15年(1926年)には爆撃を専門とする陸軍飛行第七連隊(現在の航空自衛隊浜松基地)が、昭和8年(1933年)には浜松陸軍飛行学校が置かれ、浜松は軍都としての性格を高めていった。旧陸軍飛行第七連隊の敷地内(中区葵東一丁目)には、昭和5年(1930年)に竣工した将校集会所が残る。また、敗戦間近には本土決戦に備え、第一四三師団が静岡県西部に配備され、市内にも多くの陣地が構築された。

浜松大空襲 昭和16年(1941年)12月8日、日本のハワイ真珠湾攻撃により太平洋戦争が始まり、昭和18年(1943年)を境に戦況は悪化し始めた。こうした中、浜松市は、昭和19年(1944年)12月に初めて米軍機による攻撃を受け、以後、艦砲射撃を含めて27回にわたり空襲を受けた。中でも浜松大空襲と呼ばれる昭和20年(1945年)6月18日の空襲は、深夜から明け方まで果てることも知らぬ焼夷弾の波状攻撃を受けて、市街地は壊滅状態となった。この時の被害は、全半焼・全半壊した住宅3万戸、罹災者は当時の人口の64%にあたる12万人、死者はおおよそ3,000人に上った。また、この戦争で地域に伝わった多くの文化財も焼失等被災した。

なお、こうした甚大な被害を受けた理由は、これまで楽器や織物を製造していた工場等が、航空機のプロペラや砲弾等を製造する軍需工場に変えられて、集中して立地していたこと、また三方原に航空基地があったためといわれている。

また、三方原飛行場排水用貯水池として昭和14年(1939年)に掘削された長池(北区初生町)や、昭和20年(1945年)、本土決戦用につくられたトーチカ(東区半田町)など、戦争関連の遺産は市内に数多く残る。

(15) 昭和時代戦後期

復興と工業の隆盛 空襲や艦砲射撃によって、浜松の市街地は大きく破壊された。敗戦後の極度の窮乏生活から闇市が生まれ、道路には露天商が連なるようになった。現在、本市を代表する郷土食といわれる浜松餃子は、大陸からの引き揚げ者が開いた屋台にその起源を求めることができる。

浜松の産業を支えてきた繊維工業、機械工業、楽器工業も戦災で壊滅的な被害を受けたが、昭和25年(1950年)に起きた朝鮮戦争に伴う特需景気も関係して、急速に復興が進んだ。オートバイ、織物、楽器の各工業の発展は目覚ましく、これらは浜松の三大産業と呼ばれるようになった。オートバイ生産は、光明村(天竜区)出身の本田宗一郎のアイデアから生まれた原動機付き自転車の製作が契機となり、昭和25年(1950年)から昭和28年(1953年)にかけて、市内の鉄工各社が一斉に小型エンジンの開発やオートバイの試作を競うようになった。オートバイメーカーは乱立し、一時は40社に達したが、次第に淘汰されて、ホンダ、スズキ、ヤマハの大手3社が生き残った。

市内では、大手の大規模工場が設置される一方で、産業の底辺を支える多くの中小工場も築かれた。現在もノコギリ屋根の中小工場を市城の随所



図1-64 昭和30年代の絵葉書(浜松市街地)

でみることができる。

佐久間ダム ダム建設による電力の増産を目指し、天竜川に佐久間ダム（天竜区）が建設された。昭和28年（1953年）の着工から、わずか3年4か月という驚異的なスピードで完成し、工場への電力を供給した。

三方原の開拓 戦後の深刻な食糧難の打開と町に溢れている失業者や戦地からの復員軍人、さらには大陸からの引揚者や戦災者等を救済するため、三方原地区と現在の高丘地区などの約1,460ヘクタールを対象に開拓が計画された。初めの頃は、麦、ジャガイモ、サツマイモなどの主食中心の農業が営まれたが、昭和30年（1955年）頃からは、落花生、大根、スイカ等の換金作物へと変わった。また、その後は、牛、豚、鶏の飼育、果樹や花などの園芸作物栽培へと移ってきた。天竜川河口に形成された扇状地が隆起してできた三方原台地は、昔から痩せた赤土（酸化鉄で強い酸性を有する土）で耕作には不向きな土地であった。これを解消するため、昭和37年（1962年）、秋葉ダム右岸上流部から取水する三方原用水の整備に着手し、およそ5年7か月かけ、昭和42年（1967年）に通水を開始した。

中心部の復興と発展 戦後の復興にあたり、昭和22年（1947年）の復興都市計画に沿って、市の中心は再び浜松城とその周辺に移ることになった。昭和25年（1950年）に元城プールを建設、市制

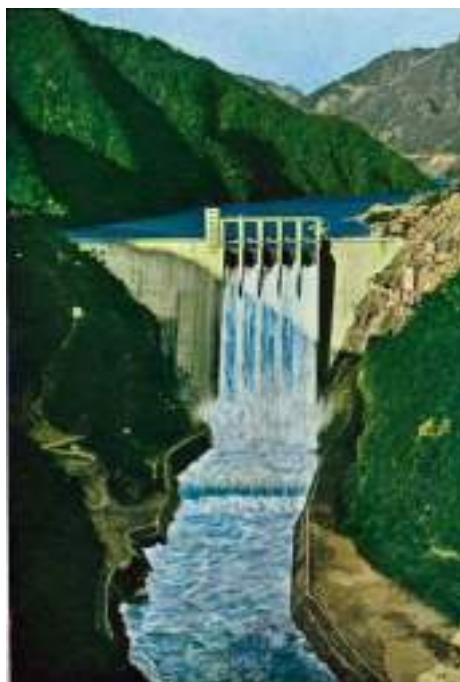


図1-65 佐久間ダムの絵葉書



図1-66 遠州の産業パノラマ（昭和30年代）

40周年を記念した城内での「こども博覧会」開催後には、動物園を開園、また、出丸跡には図書館が開館した。昭和27年には市役所が完成し、市民の寄附を募って昭和33年には復興天守閣が再建された。昭和38年（1963年）の体育館、昭和46年（1971年）の市制60周年で美術館など、新たな公共施設が浜松城を中心とした地域に集約された。この復興計画では、三の丸跡を貫いて都市計画道路が建設されるなど、かつての浜松城域は有効利用できる広大な土地という認識がみられる。

町村合併 戦災に対する復興は、敗戦の年の昭和20年（1945年）11月に市議会に復興委員会を常設したことをはじめに、街路や公園緑地計画等の都市計画事業として開始された。戦前の浜松には公園施設が少なかったため、復興計画の中に公園配置計画が盛り込まれ、浜松城公園、和地山公園、四ツ池公園等、25の公園が計画され整備が進められた。

昭和28年（1953年）、政府は町村合併促進法を制定し、市町村の合併推進による行政能率の向上を目指した。浜松では、それより以前の昭和24年（1949年）4月に浜名郡可美村の一部、同年8月に入野村の一部、昭和26年（1951年）3月に浜名郡新津村、五島村、河輪村を合併し、法施行後の昭和40年（1965年）7月には浜名郡庄内村を合併して旧浜松市（面積250.66km²）を成立させた（可美村は、平成3年（1991年）5月1日合併）。

（16）平成から令和へ

平成の大合併 平成8年（1996年）4月1日、人口547,875人を擁する浜松市は、中核市へ移行した。さらに、静岡県内では、平成15年（2003年）3月31日から平成22年（2010年）3月31日までの間に市町村合併が行われ、74の市町村が35の市町に集約された。

そうした中、平成17年（2005年）7月1日、浜松市、浜北市、天竜市、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町、春野町、佐久間町、水窪町及び龍山村の12市町村が合併し、面積1,558.06km²、人口808,132人、世帯数330,909世帯の新しい浜松市が誕生した。

政令指定都市への移行 平成19年（2007年）4月1日、人口796,114人を擁する浜松市は、県並みの権限と大きな財源で市民が望む市政を強く推し進めることができる政令指定都市に移行した。平成23年（2011年）には市制100周年を迎え、平成26年（2014年）には、本市中心地のシンボルとして浜松城天守門が再建された。

本市のゆくえ オルガンの修理から始まった楽器製造、原動機付自転車から始まる自動車製造も市域で裾野の広い工場群を展開しており、現在でも関連企業は多い。また楽器では個人工房も点在する。大規模な製造拠点は市外に転出しているが、浜松を楽器、また、音楽のまちとして認識している人は多く、プロムナード・コンサートなど、継続しているイベントも数多くある。

「楽器のまち」から「音楽のまち」、さらに「創造都市」へとビジョンを変化させた浜松市は、「ハードからソフトへ」という文化政策の転換を内包している。



図1-67 浜松城復興天守と天守門

第2章 浜松市の文化財の概要と特徴

1 浜松市の文化財の概要

平成17年（2005年）7月の広域合併により、合併した11市町村の指定文化財をすべて引き継いだ本市は、指定文化財の件数・総点数が全国でも有数の都市となった。本市では平成19年（2007年）4月の政令指定都市移行を契機に合併した市町村の指定文化財の内容を精査し、名称変更を含む台帳整備を行った。

合併後においても、国指定や県指定、市指定の文化財は増加している。国登録文化財についても、天竜浜名湖鉄道に関する鉄道施設や、方広寺^{ほうこうじ}の建造物など群としての登録が相次いだ。また、本市では平成28年度（2016年度）から、市独自に認定文化財制度を導入し、地域団体等からの推薦によって、地域に根差した文化財を抽出している。

認定文化財制度は、未指定の文化財を把握することにもつながっており、令和2年（2020年）4月現在、308件を文化財認定している。これらの制度によって、本市における文化財は、国や県及び市の指定文化財、国の登録文化財、市認定文化財といった項目に分かれ、その総数は800件を超えるまでに至っている。また、埋蔵文化財包蔵地は、市域全体で1,000か所を超えている。

令和2年（2020年）4月現在、本市における国指定文化財は29件、県指定文化財は79件、市指定文化財は326件を数える。これら指定文化財は、比較的多様な種別に分かれるが、無形文化財の指定はなく、国の伝統的建造物群や文化的景観の選定もない。国登録文化財は79件、市認定文化財は308件である。

未指定文化財については、文化財保護法で規定される文化財の6類型に加え、同類型に含まれないものも数多い。市認定文化財に関しては、伝統的建造物群や文化的景観の認定例があるほか、伝承地や伝統的生活文化などの推薦も受け付けている。

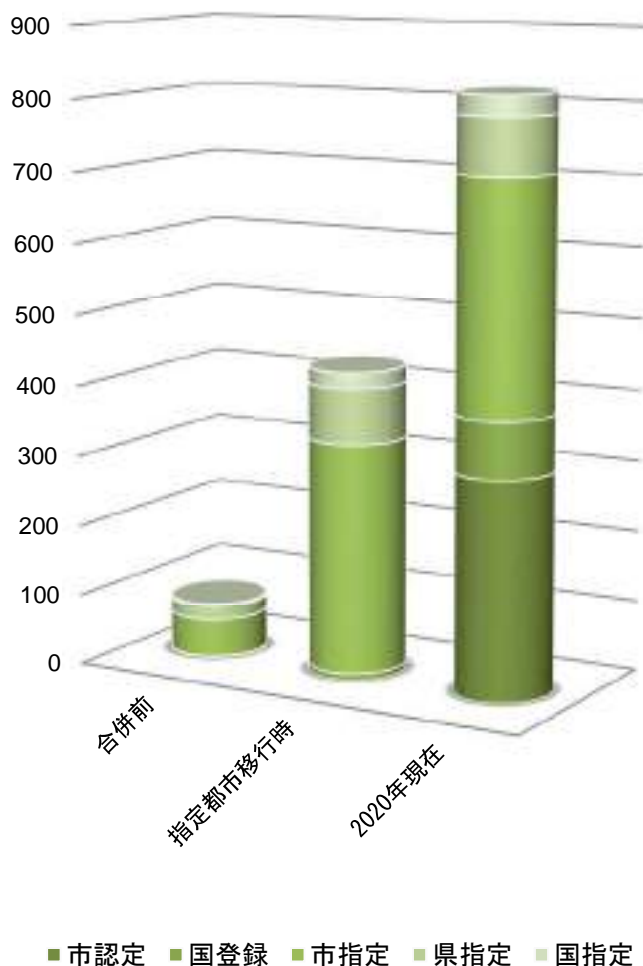


図2-1 浜松市における指定等文化財数の推移

件数・総点数とも豊富な文化財を有する本市ではあるが、現在の市内7区別にその分布をみると、北区、天竜区という浜松市北半の中山間地域を含む区域に市内の3分の2の文化財が集中し、浜北区以南の市域南半と対比される（図2-2）。これは、市南部域が第二次世界大戦末期（昭和19年～20年（1944年～1945年））に連合軍からの爆撃や射撃を受けて大きく被災し、文化財に多大な被害が生じたことが影響している。加えて、都市部を中心に、戦後の開発が急速に進んだことも、文化財が滅失した一因といえるだろう。一方、平成28年度（2016年度）から導入した市の認定文化財では、指定文化財のような地域差は認められない。認定制度は地域団体等からの推薦によるものであることから、現在の人口比率とも関連があるものと考えられる。

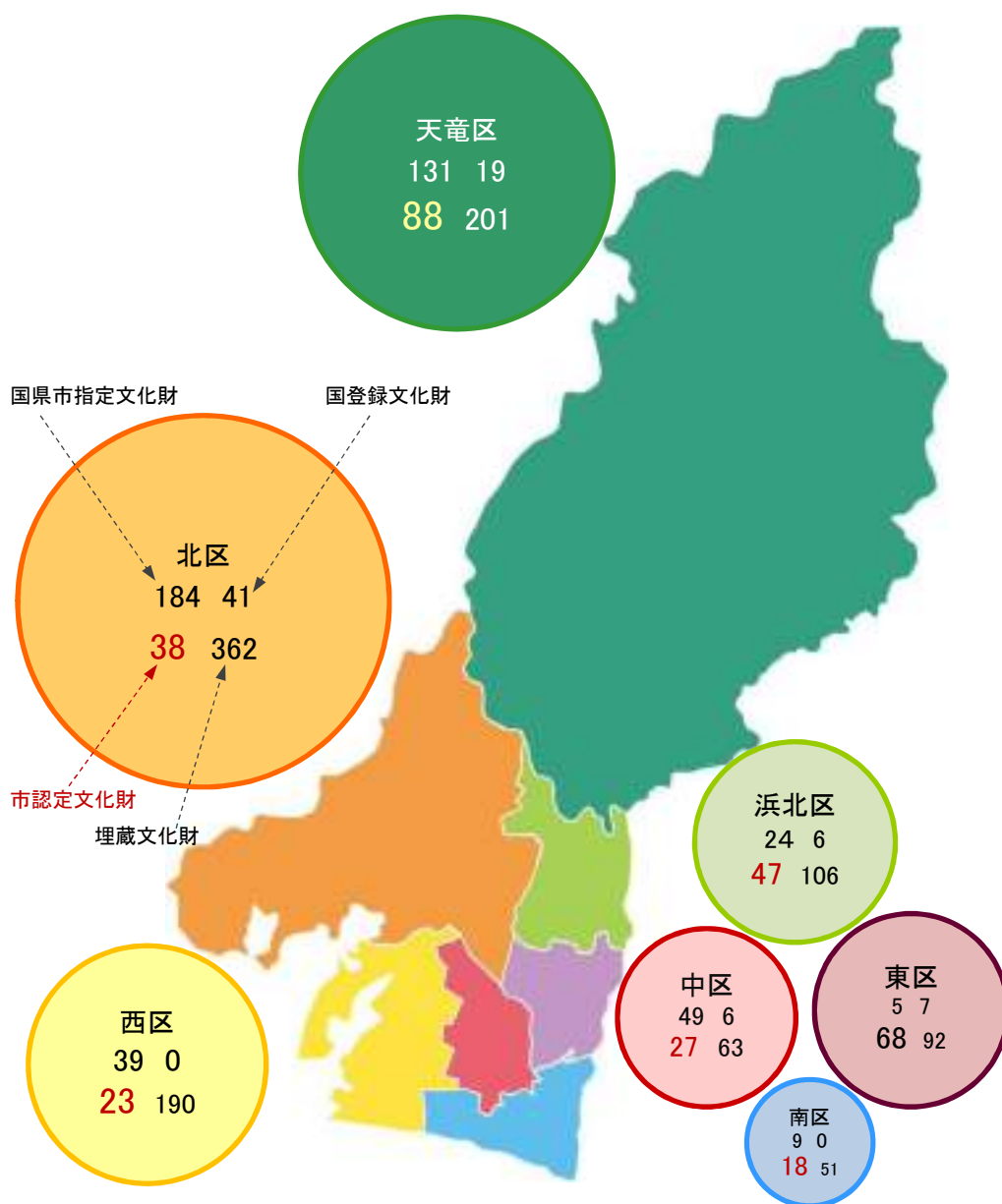


図2-2 浜松市における文化財の分布

表 2-1 各区別の指定文化財等件数

令和 2 年 4 月 1 日現在

種 別		中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	重複	小計	合計
有 形 文化財	建造物	国指定			1		4			5	148
		県指定					3		1	4	
		市指定	3	1	2		5	3	7	21	
		国登録 市認定	6 3	7 8		1	41 2	6 4	19 21	79 39	
	絵 画	国指定					1			1	50
		県指定	1				5			6	
		市指定					11	1	10	22	
		市認定		6	3	2	3	2	5	21	
	彫 刻	国指定					3	1		4	100
		県指定		1	2	1	8			12	
		市指定	2		5	3	32	2	10	54	
		市認定		8	1	1	5	14	1	30	
	工 芸 品	国指定	3				2		3	8	53
		県指定	3		2	1	1		1	8	
		市指定	3		2		14		14	33	
		市認定			1	3				4	
	書 跡	国指定								0	32
		県指定							1	1	
		市指定	11				10	1	6	28	
		市認定	1	2						3	
	典 籍	国指定					1			1	9
		県指定	1							1	
		市指定	1				3			4	
		市認定		2	1					3	
	古 文 書	国指定					1			1	28
		県指定							1	1	
		市指定	3	1	5		3	2	5	19	
		市認定		3	1			3		7	
	考 古 資 料	国指定								0	16
		県指定	4				2	1		7	
		市指定	1		2		6			9	
		市認定								0	
	歴 史 資 料	国指定								0	39
		県指定								0	
		市指定	1				4		1	6	
		市認定	7	10		4		3	9	33	
無 形 文化財	国指定								0	0	
	県指定								0		
	市指定								0		
	市認定								0		
民 俗 文化財	有 形 民 俗 文化財	国指定								0	71
		県指定			1		1		3	5	
		市指定					3	1	6	10	
		市認定	4	16	8	4	2	10	13	-1	
	無 形 民 俗 文化財	国指定					1		2	-1	45
		県指定			1		2		2	5	
		市指定	1				1	1	2	-1	
		市認定	1	7	5	1	7	1	12	34	
記 念 物	史 跡	国指定	1				1		2	4	125
		県指定	1				4	2	2	9	
		市指定	4	1	10	1	24	6	22	-1	
		市認定	9	4	3	1	10	10	8	45	
	名 勝	国指定					1			1	17
		県指定			1		5			-1	
		市指定	1		1				3	-1	
		市認定							7	7	
	天 然 記 念 物	国指定						1		2	67
		県指定	2	1			3		9	15	
		市指定	2		4	3	19	2	17	-2	
		市認定	1				1		3	5	
文化的景観		市認定				2		3		5	
伝統的建造物群		市認定		1				1		2	
伝承地		市認定	1	1		1	5			8	
近代化遺産		市認定					1			4	
伝統的生活文化		市認定						2		2	
内 訳	国指定	4	0	1	0	15	2	8	-1	29	
	県指定	12	2	7	2	34	3	20	-1	79	
	市指定	33	3	31	7	135	19	103	-5	326	
	指定文化財合計	49	5	39	9	184	24	131	-7	434	
内 訳	国登録有形文化財	6	7	0	0	41	6	19		79	
	国選択無形民俗文化財	0	0	0	0	2	0	2		4	
	県選択無形民俗文化財	0	0	0	0	0	0	3		3	
	市認定文化財	27	68	23	18	38	47	88	-1	308	
	埋蔵文化財包蔵地	63	92	190	51	362	106	201		1065	
文化財数合計		145	172	252	78	627	183	444	-8	2327	
重複等	国無形民俗：遠江のひよんどりとおくない(北・天竜) 県名勝：浜名湖(西・北) 市無形民俗：遠州大念仏(中・浜北) 市史跡：東大山一里塚(北・西) 市名勝：佐鳴湖(中・西) 市天然記念物：ギフチョウ(北・天竜) ウミガメ(南・西) 市認定(有形民俗)：袖ヶ浦三十三観音霊場(東・浜北) 市認定(絵画・書跡)：雄踏ゆかりの書画(絵画／書跡は絵画として表記)										

2 浜松市の文化財の特徴

(1) 概要

本市における国及び県の指定文化財は、総数 108 件を数える。このうち、個人所有等の有形文化財（刀剣等）を除き、公開活用が図れる指定文化財の件数は 99 件ある（表 2-2・3）。本市の文化財の特徴を、これら国及び県の指定文化財を中心に示す。

本市における文化財を自然と歴史・文化に分けて概観する。自然に関連する文化財は、天然記念物のうち、寺社と関連するものを除いたものと捉える。自然に関連する国・県の指定文化財は、動植物、地質など 11 件（表 2-2・3 に示す文化財の件数、以下同じ）ある。また、歴史に関連する文化財を関連が高い類型ごとに通史的に取り上げると、原始古代に関連する文化財（14 件）、古代末から中世・近世にかけての寺社関連文化財（47 件）、中世の城跡関連文化財（史跡、5 件）、近世の街道関連文化財（1 件）、近世の庄屋・民家関連文化財（2 件）、近世の国学関連文化財（2 件）、中世から近世に起源が求められる民俗文化財（12 件）、近代の文化財（1 件）、などに整理できる（この他は 2 件）。

なお、寺社関連文化財（47 件）については、寺院関連文化財と神社関連文化財、及び双方に關係する文化財に分けられる。寺院関連文化財については、^{しんごんしゅう}真言宗関連文化財（12 件）、^{りんざいしゅう}臨済宗関連文化財（12 件）、^{おうぼくしゅう}黄檗宗関連文化財（5 件）が多い（その他宗派關係文化財は 2 件）。神社に関連する文化財は 10 件ある。寺院と神社双方に関連する文化財としては、^{わにぐち}鰐口（1 件）や寺社境内の天然記念物（7 件）が挙げられる。

以下、これらの区分をもとに本市における文化財の特徴を紹介する。

(2) 文化財の特徴

自然に関連する文化財 本市北部の山間域にはカモシカ（国特別天然記念物）が生息し、南部の海岸砂丘にはアカウミガメ（市天然記念物）が産卵のために毎年上陸する。また、市の南西部には^{はまなこ}浜名湖（県名勝）があり、入り組んだ湖岸を持つ風景が広がる。^{きたはま}北浜の大カヤノキ（浜北区、国天然記念物）や^{きょうまる}京丸のアカヤシオ及びシロヤシオ群生地（天竜区、国天然記念物）、シブカワツツジ群落（北区、県天然記念物）等の巨木や群落は本市の広域に認められるほか、市内を縦断する中央構造線沿いには化石や鉱物産地が連続し、石灰岩地帯では旧石器時代人骨（^{はまきたじん}浜北人）も出土している。

原始古代に関連する文化財 ^{しじみづか}蜆塚遺跡（中区、国史跡）は縄文時代後期から晩期にかけての貝塚を伴う集落遺跡として東海地方でも有数の規模をもつ。続く弥生時代を象徴する考古資料としては、銅鐸が知られる。浜名湖北岸域は全国的にみても銅鐸が集中する地域として著名であり、この地域で出土した銅鐸のうち本市では 7 口（県有形もしくは市有形）を所有する。いずれも 1～2 世紀の弥生時代後期のものである。銅鐸の埋納状態が確認できた^{たきみね}滝峰



^{さいしろうや}才四郎谷遺跡（北区、県史跡）のような事例もある。

本市では、国や県、市の史跡に指定されている古墳（古墳群を含む）が 22 例ある。市域内にある同一

図 2-3 ホウジ峠の中央構造線

種の史跡のなかでは古墳が最も多い（次点は城跡で16例）。前方後円（方）墳は市内最大の光明山古墳（天竜区、国史跡）をはじめ、8基が史跡に指定されている。馬場平古墳（北区、市史跡）や赤門上古墳（浜北区、県史跡）からの出土品（いずれも県有形）は、4世紀の地方首長墓の副葬品の典型例として知られる。5世紀に関しては、渡来人の墳墓とみられる二本ヶ谷積石塚群（浜北区、県史跡）や、神マツリを行った涪伊神社境内遺跡（天白磐座遺跡、北区、県史跡）など個性的な古墳群、遺跡も知られる。6～7世紀の横穴式石室を持つ中小の円墳（市史跡）は、市の広範にみられる。また、6世紀の精巧な工芸品として、鳥居松遺跡出土金銀装円頭大刀（中区、県有形）がある。

本市における飛鳥・奈良時代の遺跡として、伊場遺跡が著名である。伊場遺跡から出土した木簡や墨書土器などの地方官衙資料（中区、県有形）は、郡家とその周辺の具体像を探る日本でも有数の資料群である。

寺院関連文化財 本市における国・県指定の有形文化財や名勝を有する寺院として11か寺が挙げられる。区ごとの内訳は、東区1、北区8、浜北区1、天竜区1であり、北区（細江町、引佐町、三ヶ日町）の数が突出している。名勝庭園を有する寺院（5か寺）も北区に集中する。これらの寺院は、主に平安時代から鎌倉時代に中心がある真言宗、室町時代から江戸時代に中心がある臨済宗、江戸時代の黄檗宗等に分けられ、創建年代や宗派ごとに関連する文化財の特徴がみられる。

真言宗関連文化財 摩訶耶寺（北区）は、寺伝によると奈良時代に行基が開創したと伝わる古刹であり、平安時代末に現在地に移転したという。現在は真言宗に属する。同寺が有する仏像として、木造千手観音立像（平安時代、国重文）、木造阿彌陀如来坐像、木造金剛力士立像（いずれも平安時代、県有形）、木造不動明王立像（鎌倉時代、国重文）が挙げられ、指定文化財の彫刻群としては市内随一の量を誇る。摩訶耶寺庭園（県名勝）は、築山と石組みに池泉が組み合う簡素な造りである。

同じく行基が神亀2年（725年）に開創したと伝わる岩水寺（浜北区）も、現在は真言宗に属する。同寺の木造地藏菩薩立像（鎌倉時代、国重文）は安産、子授け祈願の信仰を広く集めている。

大福寺（北区）も摩訶耶寺と並ぶ真言宗寺院である。寺伝では、貞観17年（875年）の開創といわれ、承元元年（1207年）に現在地に移ったという。同寺が所有する指定文化財は多彩である。絹本着色普賢十羅刹女像（鎌倉時代、国重文）や金銅装髮（修験者が背負った物入れ、室町時代、国重文）は、本市の指定文化財の中で最も古い時期（明治33年（1900年））に指定されたものである。また、鎌倉時代末から室町時代にかけての同寺の記録を示した紙本墨書瑠璃山年録残篇（室町時代、国重文）は、地域史の史料が限られる同時代の貴重な記録である。同寺は、本尊の木造薬師如来坐像や山門に安置される木造金剛力士立像（いずれも鎌倉時代、県有形）などの彫刻、池泉観賞兼回遊式庭園である大福寺庭園（県名勝）も有する。

長楽寺（北区）は、弘法大師が大同年間（806年～810年）に創建したと伝える真言宗寺院であり、木造馬頭観音坐像（鎌倉時代か、市有形）を有する。梵鐘（鎌倉時代、県有形）は、県内でも古い嘉元3年（1305年）の銘がある。長楽寺庭園（江戸時代、



図2-4 真言宗関連文化財
（左：木造不動明王像立像（摩訶耶寺）、
右：刺繍不動明王二童子像掛幅）



図2-5 龍潭寺庭園

県名勝) は、ドウダンの庭として知られる。

また、本市が所蔵する真言宗関係文化財として刺繍不動明王二童子掛幅(国重文)があげられる。

臨済宗関連文化財 方広寺(北区)は応安4年/建徳2年(1371年)、後醍醐天皇皇子、無文元選によって開創された。現在は、臨済宗方広寺派大本山で、数多くの文化財を有する。同寺の七尊菩薩堂(室町時代、国重文)は一間社流造で、応永8年(1401年)建立の県

内最古の木造建造物である。また、同寺は22件の国登録の建造物を有する。本堂(大正時代、国登録)は、県内の寺院建築としては大規模なもので、大本山の威容を存分に示している。また、同寺の鎮守である半僧坊をまつた半僧坊真殿(明治時代、国登録)は明治14年(1881年)の大火を免れ、その後、多くの信仰を集めている。同寺は、木造釈迦如来及び両脇侍坐像(室町時代、国重文)や、開祖を描いた絹本着色無文元選像(室町時代、県有形)も所蔵する。

龍潭寺(北区)は、天平5年(733年)に行基が開創したと伝わる。室町時代末期、黙宗瑞淵を迎え禅宗に変わり、その後、江戸時代を通じて井伊氏の菩提寺として栄えた。現在は臨済宗妙心寺派に属する。入母屋造、方丈形式の本堂をはじめ、合計6棟からなる伽藍(いずれも江戸時代、県有形)が残るほか、池泉式庭園である龍潭寺庭園(江戸時代、国名勝)、中国宋時代に編纂された類書(一種の百科事典)である宋版錦繡萬花谷(平安時代、国重文)、風俗画様式で描かれた紙本金地著色遊楽図六曲屏風(江戸時代、県有形)などを有する。

実相寺(北区)は、寛永5年(1628年)、この地を治めた旗本近藤季用を開基として前身寺院から名を改められ現在に至る。現在は臨済宗方広寺派に属する。本堂、観音堂、庚申堂(江戸時代、市有形)は、禅宗寺院の伽藍の実態を伝えている。また、実相寺庭園(江戸時代、県名勝)は三岳山を借景とした枯山水庭園であり、開基墓を遥拝する位置関係にある。同様の構図は、井伊家霊屋を最奥に配する龍潭寺庭園にも見出せる。

黄檗宗関連文化財 宝林寺(北区)は、寛文4年(1664年)に、隠元とともに明から来日した弟子の独湛を招き、旗本金指近藤家の菩提寺として開創された黄檗宗寺院である。仏殿・方丈(国重文)や報恩堂(市有形)を配する伽藍は、中国明様式を伝え、境内は黄檗宗特有の雰囲気漂う。仏殿には木造釈迦如来坐像及び両脇侍像、木造達磨大師坐像・伝武帝倚像、木造二十四善神立像(いずれも江戸時代、県有形)の仏像群が安置されているほか、開祖を描いた紙本著色独湛禅師画像や、創建時の領主夫妻を描いた絹本着色近藤貞用夫妻画像(いずれも江戸時代、県有形)が伝わる。この他、市内には黄檗宗寺院の建造物として、大雄寺山門(中区、市有形)も知られる。

神社関連文化財 国・県指定の有形文化財を有する市内の神社としては、9社が挙げられる。息神社(西区)や津毛神社(南区)、宇志八幡神社(北区)が所蔵する古面や獅子頭(鎌倉～室町時代、県有形)からは現在は途絶えた祭礼の存在がうかがえる。浜名惣社神明宮本殿(北区、国重文)は切妻造茅葺、板倉、棟持柱付の建物である。高床とせず、礎石上に土台を置き、板材を積み重ねる井籠造と呼ばれるものであり、他に類例のない特殊な建築形式をもつ。秋葉神社は、全国の秋葉社の本宮であ



図 2-6 秋葉神社神門



図 2-7 鱧口（文永五年の銘がある）



図 2-8 高根城跡



図 2-9 東海道の松並木

り、火伏の信仰を広く集める。江戸時代は、秋葉大権現をまつる秋葉社と三尺坊をまつる秋葉寺が一体となった神仏習合の霊山であった。現在、秋葉神社には3口の太刀（鎌倉時代、国重文）を含む奉納刀剣が豊富に伝えられているほか、秋葉神社神門（江戸時代、市有形）や秋葉神社社叢（市天然記念物）などに江戸時代の景観をうかがうことができる。

寺院と神社双方に関連する文化財 寺社の正面軒先に吊るされた鱧口のうち、県もしくは市の有形文化財に指定されているものが、本市では18口ある。その最古例は、頭陀寺（南区）に旧蔵されていたもの（市有形）で、文永5年（1268年）の紀年が刻まれる。

県指定の天然記念物を有する寺社として、妙恩寺（法橋のまつ、東区）、大光寺（春野スギ、天竜区）、浜松八幡宮（雲立のクス、中区）、細江神社（テンダイウヤク群落地、北区）、武速神社（将軍スギ、天竜区）、山住神社（山住神社のスギ、天竜区）、米沢諏訪神社（米沢諏訪神社のイチイガシ、天竜区）などが挙げられる。将軍スギは坂上田村麻呂が、雲立のクスは源義家や徳川家康が戦勝祈願したとの伝承を持つ。

城跡関連文化財 本市域は、南北朝時代の争乱の舞台となったほか、戦国時代には今川氏、徳川氏、武田氏、豊臣氏といった有力大名が勢力争いをしており、両時代にまつわる城跡が多い。南北朝時代、後醍醐天皇の皇子宗良親王を迎えた三岳城跡（北区、国史跡）をはじめ、戦国時代、徳川家康が居城とした浜松城跡（中区、市史跡）や家康と武田信玄の攻防の舞台となった二俣城跡及び鳥羽山城跡（天竜区、国史跡）など、市内には国や県、市の史跡に指定されている城跡が16例ある。

街道関連文化財 江戸時代、本市には、東海道とその脇往還である本坂通（姫街道）が整備された。両街道沿いには、一里塚や松並木（中区、西区、北区、市史跡）が残る。市域における東海

道の宿場は浜松と舞坂^{まいさか}に置かれた。特に舞坂宿に関しては、宿場であった歴史的経緯を伝える町屋の建造物が多く残るほか、舞坂脇本陣^{わきほんじん}（西区、市有形）や浜名湖の渡船に関わる北雁木^{きたがんげ}（西区、市史跡）などが知られる。一方、市域北部では、秋葉山に至る参詣道（秋葉街道）が栄えた。秋葉街道は、青崩^{あおくずれ}峠^{とうげ}（天竜区、県史跡）を越えて信濃国に通じているほか、沿道には秋葉山への信仰を示す秋葉灯籠^{あきはとうろう}やその鞘堂^{さやどう}（竜燈^{りゅうとう}）が数多く築かれた。

庄屋・民家関連文化財 江戸時代の庄屋建築としては、中村家住宅^{なかむらけじゅうたく}（西区、国重文）や田代家住宅^{たしろけじゅうたく}（天竜区、国登録）が知られるほか、内山家住宅長屋門（天竜区、市有形）がある。また、近世の民家では、静岡県西部地域から愛知県東部に分布する分棟型民家の典型例として、釜屋建形式の鈴木家住宅（北区、国重文）が知られている。

国学関連文化財 江戸時代、当地域では国学が盛んであった。国学の大成者とされる本居宣長の師として、当地出身の賀茂真淵^{かもまぶち}が知られ、その弟子には内山真龍^{うちやまたつ}がいる。両者に関わる文化財（県もしくは市有形）は、主に浜松市中央図書館（中区）、賀茂真淵記念館（中区）及び内山真龍資料館（天竜区）に収蔵されている。

民俗文化財 有形民俗文化財に挙げられる生業の道具として、佐久間の林業と山村生活の用具（天竜区、県有形民俗）や舞阪の海苔生産用具^{のり}（西区、県有形民俗）といった中山間地域や浜名湖に関わる資料が知られる。

本市には、無形民俗文化財が豊富に認められる。その多くは、西浦の田楽^{にしうれ でんがく}（天竜区、国無形民俗）や遠江のひよんどりとおくない^{とおとみ}（北区、天竜区、国無形民俗）等の正月の田楽・田遊び系芸能、呉松の大念仏^{たあそ}（西区、県無形民俗）や滝沢の放歌踊り^{たかさわ ほうかおど}（北区、県無形民俗）、遠州大念仏^{えんしゅうだいねんぶつ}（各地、市無形民俗）等の盆行事、川合花の舞^{かわいはな}（天竜区、県無形民俗）等の花祭と呼ばれる湯立て神楽を中心とする霜月行事^{しもつき}といった年中行事に位置付けられる。これらの民俗芸能は、近隣の奥三河地域や南信州地域との共通性が見出せる。三河、遠江、南信州を合わせ「三遠南信地域」と呼び、同地域での文化、経済交流も盛んである。また、当地には横尾歌舞伎^{よこおの かぶき}（北区、県無形民俗）等の農村歌舞伎も知られる。

近代の文化財 近代以降の建造物では、旧王子製紙製品倉庫^{きゅうおうじせいしせいひんそうこ}（明治時代、天竜区、県有形）のような煉瓦造の建造物のほか、旧国鉄二俣線の遺構である天竜浜名湖鉄道の施設^{てんりゅうはまな こてつどう}（昭和時代戦前期、北区、浜北区、天竜区、国登録）に鉄道関連建造物のまとまりがみられる。また、本市の中心部には、旧浜松銀行協会や旧遠州銀行本店（ともに昭和前期、中区、市有形）等の近代建築も残されている。

この他、指定物件こそみられないものの、織物、楽器、輸送機器の製造に関わる産業関係の遺産は、本市を特徴づける文化財といえるだろう。



図 2-10 西浦の田楽



図 2-11 旧王子製紙製品倉庫

表2-2 浜松市内に所在する主な国、静岡県指定文化財（1）

番号	種別	類型	名称	区分	所在地	所有者等
中区						
1	国指定	工芸品	刺繍不動明王二童子像掛幅	真	松城町	浜松市
2	国指定	工芸品	紫地段花菱田文散草花模様縫箔小袖	他	元浜町	平野美術館
3	国指定	史跡	蜷塚遺跡	原	蜷塚四丁目	浜松市ほか
4	県指定	絵画	蟲魚帖稿	他	松城町	浜松市
5	県指定	典籍	正平版論語	国	東伊場一丁目	県居神社
6	県指定	考古資料	伊場遺跡群出土古代地方官衙資料	原	蜷塚四丁目	浜松市
7	県指定	考古資料	鳥居松遺跡出土金銀装大刀	原	蜷塚四丁目	浜松市
8	県指定	考古資料	引佐町上野馬場平古墳出土品を含む考古資料一括	原	蜷塚四丁目	浜松市
9	県指定	史跡	犀ヶ崖古戦場	城	鹿谷町ほか	浜松市
10	県指定	天然記念物	雲立のクス	天	八幡町	浜松八幡宮
11	県指定	天然記念物	笹ヶ瀬隕石	自	北寺島町	増福寺
東区						
12	県指定	彫刻	木造大日如来坐像	臨	大蒲町	光禪寺
13	県指定	天然記念物	法橋のマツ	天	天竜川町	妙恩寺
西区						
14	国指定	建造物	中村家住宅 附家相図	家	雄踏町宇布見	浜松市
15・16	県指定	彫刻	古面／獅子頭	社	雄踏町宇布見	息神社
17	県指定	無形民俗	呉松の大念仏	民	呉松町	—
18	県指定	有形民俗	舞阪の海苔生産用具	民	舞阪町舞阪	浜松市
19	県指定	名勝	浜名湖	自	—	—
南区						
20	県指定	彫刻	王の舞面	社	参野町	津毛利神社
北区						
21	国指定	建造物	方廣寺七尊菩薩堂	臨	引佐町奥山	方廣寺
22	国指定	建造物	宝林寺仏殿・方丈	黄	細江町中川	宝林寺
23	国指定	建造物	浜名惣社神明宮本殿	社	三ヶ日町三ヶ日	浜名惣社神明宮
24	国指定	建造物	鈴木家住宅主屋・釜屋	家	引佐町の場	個人
25	国指定	絵画	絹本着色普賢十羅刹女像	真	三ヶ日町福長	大福寺
26	国指定	彫刻	木造千手観音立像	真	三ヶ日町摩訶耶	摩訶耶寺
27	国指定	彫刻	木造不動明王立像	真	三ヶ日町摩訶耶	摩訶耶寺
28	国指定	彫刻	木造釈迦如来及両脇侍坐像	臨	引佐町奥山	方廣寺
29	国指定	工芸品	金銅装笈	臨	三ヶ日町福長	大福寺
30	国指定	古文書	紙本墨書瑠璃山年録残篇	臨	三ヶ日町福長	大福寺
31	国指定	典籍	宋版錦繡萬花谷（金沢文庫本）	臨	引佐町井伊谷	龍潭寺
32	国指定	無形民俗	遠江のひよんどりとおくない	民	引佐町川名、渋川	—
33	国指定	史跡	三岳城跡	城	引佐町三岳ほか	静岡県ほか
34	国指定	名勝	龍潭寺庭園	臨	引佐町井伊谷	龍潭寺
35	県指定	建造物	龍潭寺伽藍	臨	引佐町井伊谷	龍潭寺
36	県指定	建造物	宝林寺山門	黄	細江町中川	宝林寺
37	県指定	建造物	撰社天羽槌雄神社	社	三ヶ日町三ヶ日	浜名惣社神明宮
38	県指定	絵画	絹本着色無文元選像	臨	引佐町奥山	方廣寺
39	県指定	絵画	紙本金地著色遊楽図六曲屏風	臨	引佐町井伊谷	龍潭寺
40	県指定	絵画	紙本着色独湛禪師画像	黄	細江町中川	宝林寺
41	県指定	絵画	絹本着色近藤貞用（語石）夫妻画像	黄	細江町中川	宝林寺
42	県指定	彫刻	木造釈迦如来坐像	寺	三ヶ日町日比沢	華藏寺
43・44	県指定	彫刻	木造金剛力士立像／木造薬師如来坐像	真	三ヶ日町福長	大福寺
45・46	県指定	彫刻	木造阿弥陀如来坐像／木造金剛力士立像	真	三ヶ日町摩訶耶	摩訶耶寺
47	県指定	彫刻	木造釈迦如来坐像及び両脇侍像 木造達磨大師坐像・伝武帝倚像 木造二十四善神立像	黄	細江町中川	宝林寺
48・49	県指定	彫刻	能面父尉／能面鉢巻悪尉	社	三ヶ日町宇志	宇志八幡宮
50	県指定	工芸品	梵鐘	真	細江町気賀	長楽寺

表2-3 浜松市内に所在する主な国、静岡県 の指定文化財(2)

番号	種別	類型	名称	区分	所在地	所有者等
北 区						
51	県指定	考古資料	銅鐸(猪久保出土)	原	三ヶ日町三ヶ日	浜松市
52	県指定	考古資料	銅鐸(前原遺跡出土)	原	細江町気賀	浜松市
53	県指定	考古資料	銅鐸(滝峯才四郎谷遺跡出土)	原	細江町気賀	浜松市
54	県指定	有形民俗	旧山瀬家のコヤ(産屋)	民	細江町気賀	浜松市
55	県指定	無形民俗	滝沢の放歌踊	民	滝沢町	—
56	県指定	無形民俗	横尾歌舞伎	民	引佐町横尾	—
57	県指定	史 跡	渭井神社境内遺跡(天白磐座遺跡)	原	引佐町井伊谷	浜松市
58	県指定	史 跡	陣座ヶ谷古墳	原	細江町中川	個 人
59	県指定	史 跡	滝峯才四郎谷遺跡	原	細江町中川	浜松市
60	県指定	史 跡	千頭峯城跡	城	三ヶ日町摩訶耶	地縁団体
61	県指定	名 勝	実相寺庭園	臨	引佐町金指	実相寺
62	県指定	名 勝	長楽寺庭園	臨	細江町気賀	長楽寺
63	県指定	名 勝	摩訶耶寺庭園	真	三ヶ日町摩訶耶	摩訶耶寺
64	県指定	名 勝	大福寺庭園	真	三ヶ日町福長	大福寺
19	県指定	名 勝	浜名湖	自	—	—
65	県指定	天然記念物	テンダイウヤク群落地	天	細江町気賀	細江神社
66	県指定	天然記念物	シブカワツツジ群落	自	引佐町渋川	浜松市ほか
67	県指定	天然記念物	鶴代のマンサク群落	自	三ヶ日町鶴代	個 人
浜北区						
68	国指定	彫 刻	木造地藏菩薩立像 附像内納入品	真	根堅	岩水寺
69	国指定	天然記念物	北浜の大カヤノキ	自	本沢合	個 人
70	県指定	考古資料	赤門上古墳出土遺物	原	貴布祢	浜松市
71	県指定	史 跡	二本ヶ谷積石塚群	原	染地台五丁目ほか	浜松市
72	県指定	史 跡	赤門上古墳	原	内野	龍泉院
天竜区						
73-75	国指定	工芸品	太刀 銘安繩/銘弘次/銘来国光 3口	社	春野町領家	秋葉神社
76	国指定	無形民俗	西浦田楽	民	水窪町奥領家	—
32	国指定	無形民俗	遠江のひよんどりとおくない	民	懐山	—
77	国指定	史 跡	二俣城跡及び鳥羽山城跡	城	二俣町二俣	浜松市ほか
78	国指定	史 跡	光明山古墳	原	山東	浜松市ほか
79	国指定	天然記念物	京丸のアカヤシオ及びシロヤシオ群生地	自	春野町気田	国
80	県指定	建造物	旧王子製紙製品倉庫	近	春野町気田	浜松市
81	県指定	工芸品	鰐口	鰐	春野町宮川	八坂神社
82	県指定	書 跡	紙本墨書大般若経	寺	春野町宮川	大智寺
83	県指定	古文書	内山真龍自筆稿本遠江国風土記伝及び自筆日	国	大谷	個 人
84	県指定	有形民俗	藤布織機一式及び製品一括	民	水窪町地頭方	浜松市
85	県指定	有形民俗	染め型紙一括	民	水窪町奥領家	個 人
86	県指定	有形民俗	佐久間の林業と山村生活の用具	民	佐久間町佐久間	浜松市
87	県指定	無形民俗	川合花の舞	民	佐久間町川合	—
88	県指定	無形民俗	西浦の念仏踊	民	水窪町奥領家	—
89	県指定	史 跡	犬居城跡	城	春野町堀之内	地縁団体
90	県指定	史 跡	青崩峠	道	水窪町奥領家	浜松市
91	県指定	天然記念物	ハウジ峠の中央構造線	自	佐久間町佐久間ほか	個 人
92	県指定	天然記念物	將軍スギ	天	横川	武速神社
93	県指定	天然記念物	柴のタブノキ	自	熊	個 人
94	県指定	天然記念物	春莖スギ	天	春野町花島	大光寺
95	県指定	天然記念物	浦川のホソバシヤクナゲ群落	自	佐久間町浦川	個 人
96	県指定	天然記念物	龍山のホソバシヤクナゲ群落	自	龍山町瀬尻	国
97	県指定	天然記念物	山住神社のスギ	天	水窪町山住	山住神社
98	県指定	天然記念物	水窪小学校のイチイガシ	自	水窪町奥領家	浜松市
99	県指定	天然記念物	米沢諏訪神社のイチイガシ	天	米沢	米沢諏訪神社

区分凡例 自：自然に関連する文化財、原：原始古代に関連する文化財、真・臨・黄・寺・社・鰐・天：寺社関連文化財(真：真言宗、臨：臨濟宗、黄：黄檗宗、寺：その他宗派寺院、社：神社関連、鰐：鰐口、天：寺社関連天然記念物の各文化財)、城：城跡関連文化財、道：街道関連文化財、家：庄屋・民家関連文化財 国：国学関連文化財、民：民俗文化財、近：近代の文化財、他：その他